

黒部市地域防災計画

平成19年3月

黒部市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の構成	1
第5節 黒部市の概況	1
第6節 防災関係機関の処理すべき防災事務及び業務の大綱	3
第7節 防災のビジョン	7
第8節 被害想定	8
第2章 災害予防対策	15
第1節 災害危険予想箇所等の把握	15
第2節 防災知識の普及	17
第3節 防災訓練の実施	18
第4節 雪害による災害予防	19
第5節 異常降雨に対する災害予防	20
第6節 台風、季節風に対する災害予防	21
第7節 大規模火災対策	22
第8節 大規模地震対策	24
第9節 津波・高波災害予防	26
第10節 海上災害予防	27
第11節 危険物等の保安対策	28
第12節 都市の防災化	28
第13節 国土保全事業等の推進	29
第14節 事前措置の対象	29
第15節 防災施設・設備の整備	29
第16節 建築物の防災化	30
第17節 ライフライン施設の防災化	31
第18節 避難体制の整備	32
第19節 食料、飲料水等の確保	33
第20節 防災営農体制の確立	34
第21節 文化財の災害予防	35
第22節 災害時要援護者対策	36
第23節 災害対策本部体制整備	38

第 24 節	災害情報等の収集報告体制整備	3 9
第 25 節	職員招集体制整備	4 0
第 26 節	救出体制の整備	4 1
第 27 節	医療助産体制整備	4 2
第 28 節	防疫、保健衛生体制整備	4 3
第 29 節	廃棄物処理体制整備	4 4
第 30 節	自主防災組織の整備	4 4
第 31 節	ボランティアの受入れ体制整備	4 5
第 3 章	災害応急対策	4 7
第 1 節	活動体制計画	4 7
第 2 節	職員招集配備計画	5 0
第 3 節	予警報の伝達計画	5 1
第 4 節	災害情報通信計画	5 4
第 5 節	災害情報の収集	5 6
第 6 節	情報の分析計画	5 8
第 7 節	情報の伝達計画	5 8
第 8 節	避難計画	6 0
第 9 節	食料供給計画	6 2
第 10 節	給水計画	6 3
第 11 節	生活必需品その他物資供給計画	6 4
第 12 節	住宅応急対策計画	6 4
第 13 節	救助救出計画	6 5
第 14 節	医療・助産計画	6 6
第 15 節	防疫計画	6 7
第 16 節	環境衛生計画	6 9
第 17 節	遺体の搜索、処理及び埋葬計画	7 0
第 18 節	障害物の除去計画	7 1
第 19 節	輸送計画	7 2
第 20 節	文教計画	7 3
第 21 節	福祉計画	7 4
第 22 節	防災関係機関への応援要請等	7 5
第 23 節	農林災害応急復旧計画	7 9
第 24 節	公安警備計画	8 0
第 25 節	水防計画	8 0
第 26 節	除雪計画	8 2
第 27 節	消防計画	8 4
第 28 節	自衛隊の災害派遣要請	8 7

第 29 節	労務供給計画	8 8
第 30 節	災害時要援護者応急対策計画	8 9
第 31 節	下水道施設応急対策計画	9 0
第 32 節	大規模地震対策計画	9 1
第 33 節	市民相談計画	9 7
第 4 章	災害復旧	9 8
第 1 節	民生安定のための措置	9 8
第 2 節	公共施設の災害復旧	1 0 0

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、黒部市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、黒部市防災会議が、黒部市（以下「市」という。）の地域に係る防災対策に関し、市、防災関係機関、地区自治振興会、市民等の処理すべき防災対策の基本を総合的に定めたものであり、この計画を着実に遂行することにより、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

第2節 計画の修正

この計画は、常に実情に即したものとなるよう継続的に検討し、必要があると認めるときは、修正、補正を加えるものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市職員はもとより、防災関係機関、公共的団体等に周知を徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知し、自助・共助・公助の取り組みによる防災・減災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

市の地域にかかる防災に関し、黒部市、富山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

第2章 災害予防対策

防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防計画

第3章 災害応急対策

情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生、その他の災害応急対策の計画

第4章 災害復旧

災害復旧に関する計画

第5節 黒部市の概況

1 地勢

本市は、富山県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は入善町、朝日町、長野県との県境に、西は魚津市、南は上市町、立山町に接するとともに立山連峰をはじめとする中部山岳国立公園が広がっている。その区域は、東西約31km、南北約33km、面積は427.96 k m²で、富山県全体の約10%を占める。

市域の地形は山地、台地、平地、海岸から構成されているが、平坦部に比べて山岳部が

比較的多く、大きな高低差のある黒部川、布施川などの河川が流れている。山地は、市の南東部にあり、最も高い所は後立山連峰の鍵ヶ岳（海拔2,903m）である。台地は黒部川左岸の十二貫野台地と、右岸の舟見野台地から構成されている。平地は、黒部川及び布施川の氾濫によって形成された沖積平野から成り、社会、経済、文化の基盤となっている。海岸は、下新川海岸の西部（黒部川河口～布施川河口 7.09km）を占め、我が国でも屈指の浸食海岸（年間平均1～2m）として知られているとともに、浅い部分がほとんどなく、あいがめと呼ばれる富山湾特有の海底谷へ向かって急激に落ち込んでいる。

また、市域を南北に貫く黒部川は、北アルプス中央部にある鷲羽岳（海拔2,924m）に源を発し、上・中流域には日本一深いV字峡谷を刻む黒部峡谷が、下流域には臨海性扇状地である黒部川扇状地が広がっており、その流域面積は、682km²に及ぶ。流域平均年間降水量としては日本最大で、梅雨期の雨と冬の降雪で形成され、多雨雪地域のうえに夏まで続く融雪水のため年間を通じて豊富な水量を流出している。

- (1) 黒部市付近概略図（資料1-1）
- (2) 主要道路・河川図（資料1-2）
- (3) 黒部市地質図（資料1-3）
- (4) 河川・橋梁図（資料1-4）

(5) 黒部市の位置、面積

極 東	東経 137° 45' 41" ¹	極 西	東経 137° 24' 33" ¹
	（白岳山頂付近）		（生地鼻付近）
極 南	北緯 36° 37' 21" ¹	極 北	北緯 36° 55' 21" ¹
	（牛首山付近）		（黒部川河口付近）
面 積	427.96 平方キロメートル ²		
東 西	約 3.1 km ¹	南 北	約 3.3 km ¹
海岸線	7.09 km		

1 国土地理院北陸地方測量部データによる。

2 国土地理院北陸地方測量部データでは、「朝日町、立山町との間に境界未定があるため測定できない。」とされているほか、平成17年版「全国市町村要覧」（総務省発行）に記載されている便宜上の面積の概算数値は、426.34平方キロメートルとされている。

- (6) 人 口 43,629人 14,620世帯（平成19年1月31日現在。含外国人登録。）
町内別人口・世帯数及び市内外国人登録者数（資料1-5）

2 黒部市の気象

黒部市は、日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。

気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときは平野部に雪の多い里雪型となる。

平野部の冬の平均気温は2前後で、寒さはそれほど厳しくないが雪が多く、交通上の障害となり、市民の生活にも大きな負担となる。

低気圧が日本海を発達しながら通過するときフェーン現象が起き、強い南風とともに平常の気温より約5～10も高くなり空気が乾燥する。この現象下では、火災の危険が

極めて大きい。

梅雨期はとくに集中豪雨が起りやすく、河川が急勾配なため洪水が発生しやすい。

夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が多い。また、本市に接近する台風は本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まるものの、過去にいくつかの大きな災害を記録している。

主に冬季北海道の東海上で低気圧が非常に発達したとき、日本海北部で生成発達した風浪が、富山湾に高波となって突然襲来し、いわゆる「寄り回り波」として古くからおそれられている。

黒部市の気象概況（資料 1 - 6）

3 黒部市の過去の災害記録

気象災害等の記録（資料 1 - 7）

富山県に被害があった地震の記録（資料 1 - 8）

震度別地震回数（資料 1 - 9）

焼損面積の大きな火災（資料 1 - 11）

第 6 節 防災関係機関の処理すべき防災事務及び業務の大綱

1 市

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市内の公共的団体及び市民の協力を得て、防災活動を実施する。

- (1) 黒部市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する教育及び訓練の実施
- (3) 防災組織の整備、防災に関する調査研究及び教育
- (4) 防災施設及び設備の整備
- (5) 防災資機材の備蓄及び整備
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査並びに報告
- (7) 警報又は避難準備情報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (8) 災害発生の予防及び被害拡大の防止
- (9) 消防、水防、その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助その他の保護
- (11) 災害復旧資機材の確保
- (12) 災害時の保健衛生、交通、文教、給水等の応急措置
- (13) 災害復旧の実施
- (14) 飲料水、食糧、医薬品、毛布等の備蓄
- (15) 自主防災組織の育成指導と地震対策の促進

2 県

県は、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で対処することが困難なとき、市町村の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(1) 新川土木センター及び新川土木センター入善土木事務所

- ア 公共土木施設の災害対策
- イ 道路の除排雪及びなだれ対策
- ウ 水防活動
- エ 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊による災害対策

(2) 新川厚生センター

- ア 防疫、保健衛生
- イ 医療、助産の援助

(3) 魚津農地林務事務所

- ア 農地及び農業用施設の災害対策
- イ 山くずれ、地すべり等の災害対策
- ウ 治山及び林道施設の災害対策
- エ なだれ対策

(4) 新川農業普及指導センター

- ア 農産物及び農畜産施設の災害対策
- イ 農産物種苗及び農畜産生産資材の緊急あっせん
- ウ 病虫害発生予防

(5) 黒部警察署

- ア 警戒区域の設定及び避難の指示、誘導
- イ 負傷者の救出、救護
- ウ 交通規制及び緊急交通路の確保
- エ 行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認
- オ 災害時における犯罪の予防、検挙及び各種広報

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に推進されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(1) 国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所

- ア 黒部川水系における河川管理及び改修事業、環境整備事業、多目的ダム事業、維持修繕事業、災害復旧事業の実施
- イ 黒部川の水防警報の実施
- ウ 黒部川における砂防事業及び災害復旧事業の実施
- エ 下新川海岸における海岸保全施設整備事業及び災害復旧事業の実施
- オ 黒部川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督

(2) 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部国道維持出張所

- ア 国道の管理、維持修繕及び交通安全対策事業の実施
- イ 災害応急措置の実施と輸送路の確保
- ウ 除雪、防雪及び災害復旧事業の実施

(3) 第九管区海上保安本部伏木海上保安部

- ア 海上災害時における救助及び救難
- イ 海上交通の安全確保及び治安の維持
- ウ 海上災害の防止対策及び応急措置
- エ 船舶等への気象警報の伝達等
- オ 災害時における援助

(4) 農林水産省北陸農政局富山農政事務所地域第二課

- ア 災害時における主要食糧等の需給対策等の実施

(5) 林野庁中部森林管理局富山森林管理署

- ア 国有林野における治山事業及び災害復旧事業の実施

4 自衛隊

自衛隊は、人命又は財産の保護のため知事の要請により部隊等を派遣し防災活動を支援する。

陸上自衛隊第14普通科連隊

- ア 災害派遣計画の作成
- イ 災害応急対策の支援

5 指定公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社黒部駅

- ア 鉄道輸送の安全確保
- イ 災害時における緊急輸送の確保と管理施設の災害復旧工事の実施

(2) 西日本電信電話株式会社富山支店

- ア 電気通信施設の整備及び防災管理並びに被災施設の早期復旧
- イ 災害時における緊急通話の確保
- ウ 災害応急措置の実施に必要な通信の優先利用
- エ 気象警報の伝達

(3) 北陸電力株式会社魚津支社

- ア 発電施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧の実施
- イ 電力供給施設の整備及び防災管理並びに災害復旧の実施
- ウ 災害時における電力供給の確保

(4) 関西電力株式会社北陸支社黒部川電力システムセンター

- ア 黒部川に設置するダム及び発電施設等の整備、防災管理並びに災害復旧の実施
- イ ダム放流時における警報通知の伝達

(5) 日本郵政公社黒部市内各郵便局

- ア 災害時における郵政業務の確保
- イ 災害復旧資金の融資等
- ウ 災害時における郵政事業にかかる災害特別事務取扱の実施

(6) 中日本高速道路株式会社金沢支社富山保全・サービスセンター

- ア 北陸自動車道の維持管理並びに災害予防措置
- イ 災害応急措置の実施と輸送路の確保
- ウ 除雪、防雪並びに災害復旧事業の実施

(7) 日本赤十字社富山県支部（黒部市地区）

- ア 災害時における医療救護
- イ 救助金品の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整
- ウ 災害時における奉仕団が行う炊き出し及び避難所奉仕等の協力

(8) 日本通運株式会社魚津支店

- ア 災害時における緊急輸送の確保

6 指定地方公共機関

(1) 富山地方鉄道株式会社

- ア 災害時における緊急輸送の確保
- イ 災害時における被災地との交通の確保

(2) 黒部峡谷鉄道株式会社

- ア 災害時における緊急輸送の確保
- イ 災害時における被災地との交通の確保

(3) 黒部市管内土地改良区

- ア 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧の実施

(4) 市政記者クラブ

- ア 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底
- イ 災害時における情報、応急対策等の周知徹底

7 公共的団体

(1) 農林漁業団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業共済組合等）

- ア 市が行う農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- ウ 被災農家、林業者、漁業従事者に対する融資又はそのあっせん
- エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- オ 防災に関する情報の提供

(2) 商工業団体（商工会議所、商工会、商店街連盟、青年会議所、その他商工業団体）

- ア 市が行う商工関係被害状況調査及び応急対策の協力
- イ 被災商工業者に対する融資希望の取りまとめ、融資又は融資のあっせん
- ウ 災害時における物価安定についての協力
- エ 救助物資、衛生医薬品、復旧資材等、生活必需品、生鮮食料品等の確保についての協力及びあっせん

(3) 医師会（救急指定病院、その他医療機関）

- ア 被災地の傷病者等の収容、保護
- イ 災害時における収容患者に対する医療の確保
- ウ 災害時における負傷者等の医療救護、助産救助、支援

(4) 黒部市社会福祉協議会

- ア 災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急対策についての協力
- イ 平常時の災害ボランティアの登録と連絡体制の整備
- ウ 災害時における災害ボランティアとの連絡及び派遣

(5) 町内会等自治組織及び自主防災組織

- ア 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策についての協力
- イ 地域における防災計画の策定及び防災資機材等の管理
- ウ 地域における防災訓練及び防災啓発活動の実施

(6) 女性・青年等団体

- ア 市が実施する応急対策についての協力

(7) 黒部市建設業協会

- ア 災害時における応急対策及び災害復旧の協力

(8) 輸送業者等

- ア 災害時における緊急輸送の協力

8 防災上重要な施設の管理者

(1) 防火対象物の管理者

- ア 避難施設の整備と避難等の訓練の実施
- イ 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧の実施

(2) 危険物等施設の管理者

- ア 施設の整備等災害予防対策の実施
 - イ 災害時における危険物等の保安措置の実施
- 黒部市防災会議条例 (資料11-1)
- 黒部市防災会議委員名簿 (資料11-6)
- 防災関係機関一覧表 (資料12)

第7節 防災のビジョン

1 災害に強い地域づくり

(1) 災害に強い都市と空間づくり

本市の市街地周辺地域においては、土地区画整理事業等により秩序ある都市整備を行っているが、旧市街地等の未整備地区においては、細街路しかない住宅密集地となっており、災害時においては、避難路の確保に支障が生じるおそれがある。

このため、市民の協力を得ながら、土地区画整理事業等の面的な市街地整備を促進するとともに、防火地域等の地域地区制度の適切な設定や道路の整備、公園の整備、水道供給設備の整備などを行い、災害に強い空間づくりに努める必要がある。

(2) 農・山村部の防災体制

過疎化の進展や、高齢化に伴い農・山村地域の消防力や自主防災機能の低下により、災害時の迅速な初期体制の確保も困難になりつつある。

このため、定住化構想や消防団活性化対策事業等を通じて総合的な整備を図る必要がある。

(3) 災害危険度把握体制の整備

近年本市において大きな災害は起きていないが、集中豪雨による黒部峡谷内での災害ばかりでなく、居住地内での地滑り等を含めた災害に対応するため、防災アセスメント

を伴った防災カルテの整備を促進し、災害発生危険時における警戒避難活動の手順化の指針とする必要がある。

(4) 防災施設の整備

本市を一級河川黒部川、二級河川布施川が流れており、豪雨により堤防の決壊が起きると、市全体に大きな被害を及ぼすことから、引き続き護岸堤の整備を図る必要がある。

また、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策と併せ、土石流対策についても重点的に推進する必要がある。

なお、これまでのハード面を主体とした対策に加え、防災行政との連携を一層密にしたソフト面の対策が必要であり、平成17年4月に策定した黒部川流域洪水ハザードマップに加え、その他の中小河川についても洪水ハザードマップを策定するなど、さらに現地に即応した予警報システム等を開発し、避難体制の確立を図る必要がある。

2 地域防災体制の整備

都市化の進展、社会環境の複雑化に伴い、ひとたび災害が発生した場合、複雑多様な被害が予想され、その災害が拡大するおそれがある。

このため、防災関係機関が災害時に応急、救助活動を円滑に実行できる有事即応体制を強化するとともに、地区自治振興会や町内会を単位とする自主防災組織を育成助長し、防災訓練等を通じて防災意識の高揚、初期対応のかん養を図る必要がある。また、防災ボランティアの育成などにより市民防災ネットワークの構築強化を図るとともに、自主防災施設の拠点となる各地区の市立公民館の整備を図る必要がある。

3 災害情報網の整備

災害時には、加入電話や携帯電話の輻輳、情報収集伝達手段の不備等から避難指示、避難勧告や避難準備情報、応急対策活動などが遅れるおそれがある。

このため、防災行政無線及び消防無線の計画的な整備を促進するほか、衛星携帯電話、携帯電話による電子メール、一般事業用無線、アマチュア無線、インターネット等による多ルート化の確保、災害時優先電話の登録・整備並びにラジオ、テレビ等のマスメディアの利用等総合的な情報網の確立を図る必要がある。

4 雪害対策体制の整備

豪雪時には、市民の日常生活や産業活動が制約されるのみならず、家屋の損壊、ライフラインの障害、孤立集落の発生等被害が広範囲に及ぶおそれがある。

このため、今後も行政と市民が一体となった除排雪活動を展開してゆく必要がある。

5 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者は、災害時に迅速、的確な行動が取れない場合がある。

本市では、高齢化社会、国際化社会への移行とともに観光客も含めた災害時要援護者が増加する傾向にあり、地域住民のコミュニケーションを進め、災害時要援護者の支援を行政と地域住民が一体となって取り組んでいく必要がある。

第8節 被害想定

黒部市の地勢及び気象条件で発生が予想される災害を想定し、各災害に対する災害予防及

び応急対策に関する強化を図らなければならない。

また、今後は災害ハザードマップの作成を進め、そこから得られた危険性を基に予防、応急、復旧等の計画策定が必要である。

1 豪雨

本市においては、水害が災害の中で最も予想され、かつ被害が大きいものであるといえる。それは、集中豪雨が原因で発生する河川の氾濫、堤防の決壊による洪水であり、本市の歴史は、水との戦いの歴史であったともいえる。

本市内の主要河川は、ダム建設、治水工事等が進み、家屋、田畑の流失といった大災害の危険性は次第に少なくなっており、むしろ中小河川や用排水路の溢水による局地的地域での床上、床下浸水の発生が想定される。

また、中小河川において浸水被害等が発生した場合、不法に係留されている船舶が流出し、救助や応急作業実施の妨げとなることも予想されることから、これら船舶の排除や適切な係留場所での管理に努めていく必要がある。

(1) 河川

鷲羽岳に流れを発する一級河川黒部川は、流域面積682平方キロメートル、流路延長85km、山間部平均勾配1 / 5、平野部平均1 / 100の我が国屈指の急流河川であり、過去には、「いろは川」とも呼ばれたように、扇状地の上を幾度となく流れを変え、数多くの水害を起こしている。近年は、治水事業が進行し大きな災害はないが、昭和27年7月、昭和44年8月には、大洪水に見舞われた。また、平成7年7月には、黒部川上流域において土砂の崩壊等による大災害が発生した。黒部川流域に455mm / 48Hの降雨があった場合、黒部川扇状地のほとんどが浸水の被害を受けると想定される。

黒部川流域洪水ハザードマップ（資料3 - 12）

また、黒瀬川水系は、大谷川、神谷川等の支川を合わせ、流域面積19平方キロメートル、流路延長11キロメートルの二級河川であり、昭和44年8月の豪雨による大水害のほか、古くから多くの水害が発生している。このため、黒瀬川及び支川において河川改修が進められ、平成10年度には大谷ダムの完成をみるなど、治水事業が進んでいる。しかし中流部においては近年都市化が著しく、雨水の流出が増加しているため、更なる対策が必要とされている。

ダム、水門等（資料3 - 13）

(2) 地すべり、急傾斜地崩壊、土石流

次章災害危険箇所にあるとおり、市内には豪雨発生に伴う危険な箇所が多く、これらの危険箇所の点検及び警戒に十分な体制づくりが必要であるとともに、危険箇所等について調査、研究を実施し、国、県に働きかけながら積極的に対策工事を実施する必要がある。

2 火災

春先から5月の終りにかけては、フェーン現象と呼ばれる乾燥した強い南風が吹き荒れることがあり、また秋の台風が日本海に入った時にもフェーン現象は起きる。

このフェーン現象の起こった時に大火となる例が多くあり、昭和29年9月の三日市大火では164棟が全半焼する火災が発生している。また火災は、暖房のための火気使用率が高い冬季から春季にかけても発生しやすい。

火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの出火によるものであり、そのほとんどは人為的ミスによるものである。大規模店舗、宿泊施設等の場合には多数の被害者を出すおそれがあるので、防火管理や火気取扱いに十分に注意を払うとともに、火災予防対策に万全を期する必要がある。

(1) 建物火災

ア 旅館、ホテル火災及び大規模商店火災

本市には、県内随一の温泉街である宇奈月温泉がある等、高層建築の旅館・ホテルが多く建築されており、火災発生時には観光客の避難誘導をはじめ各種の対応が必要となる。また、国道8号沿い等に点在する大規模商店等においても火災発生時には、買い物客の避難誘導や自衛消防組織による初期消火等の対応が必要となる。

イ 工場火災

本市は、県内屈指の工業都市であり、過去にも幾度もの工場火災を経験している。工場火災の場合、製品や原料が石油化学物質であることも多く、一旦火災が発生すると大規模火災になりやすい。防火管理を全従業員に徹底させるとともに、従業員の避難誘導や自衛消防組織による初期消火等の対応が必要となる。

ウ 一般住宅火災及び商店の火災

住宅、商店の火災でも、現在は、化学合成建材の使用による建築物が多くあり、また、プロパンガス等の危険物の使用も多くある。火災防止には、平素からの防火思想の普及に努める必要がある。

(2) 林野火災

本市は、山間地が比較的多く、急傾斜の林が多い。こうした状況での火災発生は、消火活動に困難が伴うことを十分に理解いただくためにも、防火思想の普及、徹底に力を注ぐ必要がある。

(3) 車両火災

市域を南北に横断する北陸自動車道や国道8号等を中心に、交通事故等による車両火災の発生を想定する必要がある。

3 豪雪

「豪雪」とは、毎日かなりの降雪が続いて堆積し、ついには人間の活動に大きな障害を与えるような降雪現象をいう。大雪は、上空の気温が低いほど、沖合に小さな低気圧ができるときに平野部で、強い季節風が吹くときには山間部で降ることになる。近年は豪雪に見舞われることが少なくなったが、マイカーの普及、高齢化等の進行により、雪に強い道路環境の整備や高齢者世帯等における屋根雪の処理対策が必要となってきている。豪雪災害の態様は多様であり、人命、財産に直接被害を与える雪圧害やなだれをはじめ、除排雪時の用排水路の溢水による床上、床下への浸水、交通障害や社会機能の阻害の発生などである。これら被害を防ぎ、被害の拡大阻止に当たるために、計画を次のように定める。

(1) 災害発生の想定

ア 交通障害の発生

降積雪のために、生活道路及び通学道路の確保が困難になるとともに、生活物資の輸送、緊急事態発生時における対応にも多大な障害となる。

イ 通信障害の発生

電線等に着雪した雪の重みで断線事故等が発生し、電話、電気等に障害が発生して、緊急連絡、日常生活に多大な障害となる。

ウ なだれの発生

積雪が多くなると急傾斜地になだれが発生し、人命、財産等に多大な損害を与えるおそれがある。

エ 積雪による家屋倒壊の発生

積雪による屋根雪おろし作業の遅れによる家屋等の倒壊のおそれがある。特に気温の上昇や降雨などの気象条件が重なると、屋根雪がさらに重くなることにより危険性が高まる。

オ 除雪作業による死亡、傷害事故の発生

除排雪作業中における屋根等からの転落や、屋根雪の落下により死亡事故、傷害事故などが発生するおそれがある。また、凍結した道路を歩行中に転倒し、負傷する事例が増えている。

(2) 災害発生に対する対策

災害が発生したときは、速やかにその災害の状況及び被害状況等を把握し、的確な対策を講じる必要がある。

ア 除排雪機械の整備（資料 8 - 3 、 8 - 4 ）

災害発生及び予防対策として、除排雪機械の整備に努めるとともに、生活道路及び緊急交通路等の確保に対処する。

イ なだれ発生危険地域の指定（資料 3 - 14）

なだれ発生危険地域の指定を行い、危険時における地域内のパトロールの実施を行い、予警報の発令など適切な避難誘導等の措置をとる。

また、治山工事等を計画的に実施し、災害発生の防止にあたる。

ウ 通信体制の確立

豪雪による緊急連絡等通信の確保のために、無線通信施設の拡充を図り、予警報、避難勧告等の確かな情報の収集と広報にあたる。

防災行政無線施設等設置状況（資料 4 - 3）

エ 地域ぐるみの除排雪体制の確立（資料 8 - 3 ）

豪雪時の被害防止のために、住民が一体となった「地域ぐるみ除排雪体制」の確立を図り、地域の実情に応じた活動の推進に努める。

4 地震

富山県は、安定した地盤に恵まれ、過去に発生した大規模な地震の例は少ないが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震にもみられるように、地震は予想もしない所に突然発生し、甚大な被害をもたらすものであり、安心できるものではない。

大規模な地震は、建築物の倒壊、崖崩れ、老朽ため池崩壊等の被害を発生させるほか、本市の住宅には木造建築が多いため、火災が発生するおそれがある。このため、人命、財産の被害は、火災がなかった場合に比べ比較にならない被害となるため、避難計画等の充実が必要である。

特に、積雪時において地震が起きると、屋根雪の重みにより倒壊家屋も通常の場合に比して多くなることも考えられることから、将来の地震規模の予測を行いその対応策の検討が必要である。

また、地下水位の高い砂質地盤では地盤の液状化現象を生じやすいので、危険予想区域の設定や適切な対策の検討が必要である。

本市域を横断する活断層としては、黒菱山断層、牛首断層の2つの大きな活断層が確認されているほか、近年、魚津断層帯の存在が明らかになり、国による調査が進められている。

富山県内の活断層（資料1 - 10）

本市における地震被害想定は、可住地域を横断する魚津断層帯又は黒菱山断層帯を震源とする阪神・淡路大震災級の直下型地震が発生した場合を想定して行う。

なお、被害量は、黒部市の人口約43,000人、世帯数約14,000世帯とし、他の条件は阪神・淡路大震災と同一として、阪神・淡路大震災の被害データを人口、世帯数で読みかえて算出したものである。

阪神・淡路大震災級地震時の予想被害量

項 目			予想被害量
死 者 数	芦屋市、神戸市東灘区、長田区並 (約0.5% ^{1 2})	A	2 1 5 人
	神戸市、西宮市並 (約0.25% ²)	B	1 0 8 人
負 傷 者 数	A × 6		1, 2 6 0 人
	B × 6 (死者発生率 × 6 として算出)		6 4 8 人
重 傷 者 数	= A		2 1 5 人
	= B (死者発生率にほぼ同じとして算出)		1 0 8 人
全 壊 家 屋 数	芦屋市並 (21.9% ¹)	C	3, 0 6 6 世帯
	神戸市並 (10.6% ²)	D	1, 4 8 4 世帯
要 救 出 現 場 数	C × 1 / 3		1, 0 2 2 箇所
	D × 1 / 3 (家屋全壊数 × 1 / 3 として算出 ³)		4 9 5 箇所
避 難 者 数	東灘区並 (約36% ⁴)		1 5, 4 8 0 人
	芦屋市並 (約24% ⁴)		1 0, 3 2 0 人
	西宮市並 (約8% ⁴)		3, 4 4 0 人
避 難 所 数	東灘区並 (6.4箇所 / 1万人 ⁴)		2 7 . 5 箇所
	西宮市並 (4.6箇所 / 1万人 ⁴)		1 9 . 8 箇所
出 火 件 数	冬 (5 ~ 6 時出火) (約3件 / 1万世帯 ⁵)		4 . 2 件
	冬 (6 ~ 8 時出火) (約3.3件 / 1万世帯 ⁶)		4 . 6 件
	冬 (11 ~ 13 時出火) (約3.1件 / 1万世帯 ⁶)		4 . 3 件
	冬 (17 ~ 19 時出火) (約5.1件 / 1万世帯 ⁶)		7 . 1 件

1 東京都：阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 1995年7月

2 消防通信社：消防通信4月号 1995年

3 要救出現場数・・・全壊家屋の中でほぼ圧死状態に至ったものは、生き埋め者がいる可能性のある現場 (= 要救出現場) と考え、圧壊状態に至る率 1 / 3 とみなした。

4 ほぼピーク時の避難所等の数である。出典：朝日新聞 (1995年2月17日付け朝刊)

5 阪神・淡路大震災での神戸市中央区、長田区、芦屋市並の出火率。ただし、当日の午前7時頃までの (出火後1時間強の間) 出火件数をもとにしている。1月17日から19日の3日間の出火件数をもとにするとこの値の2倍になる。

6 被害想定手法 (出火件数予測式) で用いられている時刻係数の0.98 (5 ~ 6 時)、1.64 (6 ~ 8 時)、1.52 (11 ~ 13 時)、2.50 (17 ~ 19 時) を用いて算出。

5 津波・高波

生地、石田及び村椿地区の住宅が密集している地域は、海拔5m以下の地域が多く、堤防、離岸堤の整備途上にある現在、富山県北方沖で地震が発生した場合、津波の被害が予想される。富山県が平成8年に行った津波シミュレーションでは、糸魚川市沖でM7.6クラスの海底地震が発生した場合、発生後10分程度で37.5cm~60cm (1km沖合の数値) の津波が到達すると予測されている。ただし、海岸では海底地形などにより3倍以上の高さにな

ることもあるといわれており、また、潮位が高い時間帯には特に警戒が必要である。今後は津波避難誘導標識等を設置するとともに、防災行政無線（同報系）等の活用や避難訓練の実施により、迅速な避難態勢の確立に努める必要がある。

また、津波来襲時においては、不法係留船舶が漂流し、港内係留船舶が港外へ緊急退避する際の航路障害物となるおそれがあることから、不法係留船舶の排除や適切な係留場所での管理に努めていく必要がある。

第 2 章 災害予防対策

第 1 節 災害危険予想箇所等の把握及び警戒避難体制の整備

1 市は、防災会議等において関係機関と十分協議して地形、地質、気象条件、土地利用の状況等を十分考慮した基準等を設け、災害危険箇所の再点検を行って危険箇所の把握の徹底に努めるとともに、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。

- (1) 警戒又は避難を行うべき降雨量等、客観的数値に基づく具体的基準（警戒避難基準）
- (2) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予報、警報及び避難の勧告又は指示の伝達方法
- (3) 適切な避難方法、避難場所
- (4) がけ崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

2 災害危険区域の現状（資料 3 - 1）

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流

（H17.1.31現在）

区 分	箇所数	摘 要
急傾斜地崩壊危険箇所 ()	43箇所 (内指定 16箇所)	急傾斜地（急斜度30度以上、高さ5m以上の土地）の崩壊により人家5戸以上、又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所 ()	57箇所 (内指定 2箇所)	急傾斜地（急斜度30度以上、高さ5m以上の土地）の崩壊により人家1～4戸に被害を及ぼすおそれのある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所 ()	16箇所 (内指定 0箇所)	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれ、急傾斜地（急斜度30度以上、高さ5m以上の土地）の崩壊により被害を及ぼすおそれのある箇所
地すべり危険箇所 国土交通省分 林野庁分 農村振興局分	14箇所 1箇所 9箇所 4箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべる現象、又はこれを伴って移動する現象、被害を及ぼすおそれのある箇所
土石流危険渓流 ()	43渓流	土石流により人家5戸以上、又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある渓流
土石流危険渓流 ()	10渓流	土石流により人家1～4戸に被害を及ぼすおそれのある渓流
土石流危険渓流 ()	31渓流	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流
崩壊土砂流出危険地区 国有林関係 民有林関係	57地区 9地区 48地区	山地にかかる荒廃渓流及び荒廃の可能性が濃厚な渓流

ア 市及び関係機関は、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を調査するものとする。

イ 急傾斜地等危険防止工事の促進を図るため、市及び関係機関は、逐次急傾斜地危険箇所の調査計画を策定実施するものとする。

ウ 連続降雨や集中豪雨などで災害が発生するおそれがある場合は、市、消防機関及び自主防災組織等は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険区域の状況等（地表水、湧水、亀裂、立木の傾倒、人家への危険度、住民及び滞在者の把握）の情報把握に努める。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の住民に対して、避難場所及び避難方法について周知徹底を図るとともに、避難体制の確立に努めるものとする。

（資料 3 - 2 ~ 3 - 6）

(2) 山腹崩壊危険地区

（H17.1.31現在）

区 分	箇所数	摘 要
山腹崩壊危険地区	49箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山くずれ）または荒廃移行地
国有林関係	6箇所	
民有林関係	43箇所	

ア 市及び関係機関は、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を調査するものとする。

イ 危険箇所を優先に保安林又は保安林施設地区に指定を行うなど危険防止工事の促進を図るため、市及び関係機関は、逐次危険箇所の調査計画を策定実施するものとする。

ウ 連続降雨や集中豪雨などで災害が発生するおそれがある場合は、市、消防機関及び自主防災組織等は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険区域の状況等（亀裂、立木の傾倒、人家への危険度、住民及び滞在者の把握）の情報把握に努める。

エ 危険区域の住民に対して、避難場所及び避難方法について周知徹底を図るとともに、避難体制の確立に努めるものとする。

（資料 3 - 7、3 - 8）

(3) 老朽ため池

ア 老朽ため池数 11箇所 （H18.9.1現在）

イ 市及び関係機関は、老朽ため池について実態を調査把握するものとする。

ウ ため池等整備事業により老朽ため池箇所の整備を計画する。

エ ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水等異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講じておくものとする。

（資料 3 - 9）

(4) 重要水防区域

（H18.4.1現在）

区 分	箇所数	摘 要
重要水防区域	29箇所	水防区域のうち、洪水等が公益上に及ぼす影響の特に大きい区域
国関係	21箇所	
県関係	8箇所	

(平成18年度黒部市水防計画より)

- ア 市及び関係機関は、重要水防区域等について実態を調査把握するものとする。
- イ 水防計画に基づいて、これら重要水防区域等危険箇所を整備を計画するものとする。
- ウ 水防管理者は、水防計画に基づき、河川、堤防等を巡視し点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくものとする。

(資料3-10、3-11)

(5) なだれ危険箇所

(H19.1.15現在)

区分	箇所数	摘要
なだれ危険箇所	54箇所	平均勾配が18度以上、その標高差10m以上の場合で被害想定区域に人家5戸以上、又は公共施設に被害を及ぼす危険のある区域
国土交通省分	31箇所	
林野庁分	23箇所	

- ア 市及び関係機関は、なだれ危険箇所について実態を調査把握するものとする。
- イ 危険箇所を整備を計画するものとする。

(資料3-14)

(6) 準防火地域

(S32.3.30指定)

区分	面積	摘要
準防火地域	128.4ha	建築物の密度が高い都市部と郊外との中間地域

- ア 準防火地域内の建築物が建築基準法令に基づき地域、規模等により、耐火建築物若しくは準耐火建築物等となるよう規制し、建築物の不燃化を促進するものとする。

(資料3-15)

第2節 防災知識の普及

1 庁内職員及び関係機関等の職員に対する教育

市及び各関係機関は、職員に対する防災教育として講習会、研修会、講演会等を開催し、災害時における的確な判断力の要請、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図るとともに必要な場合は、災害時における活動のマニュアルを作成し配布する。

(1) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、土木、水防、建築、その他の防災技術研修会を適宜実施する。

(2) 現地調査及び視察

現況の把握と対策の検討を行うため、災害時危険箇所等の現地調査及び防災関係施設、防災関係研究機関等の視察を適宜実施する。

(3) マニュアルの配布

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等を収録し、かつ、初動体制を重視した職員向けマニュアルを適宜作成し、配布する。

2 学校教育における防災教育

市教育委員会は、学校等における被害の拡大を防止するため、平素から園児、児童、生徒の発育段階及び地域の実態等に応じた必要な防災教育を行う。

- (1) 学校教育の中で災害の種類、原因実態及びその対策等防災関係の事項を指導する。
- (2) 登下校（園）途中の安全を確保するため、あらかじめ異常気象時における通学路の点検及び情報の収集方法、園児、児童、生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校（園）ごとに作成し、園児、児童、生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図る。

3 一般住民に対する防災知識の普及

市（総務班・消防部）は、各家庭に「防災マップ」の配布を行う等、広報活動を中心に、消防、災害救助等、防災事務を所掌するそれぞれの部門において、講習会の開催あるいは、その他のあらゆる機会を活用する等適切な手段により住民に防災計画の概要等、次の防災知識の普及を図るものとする。

- (1) 災害の一般知識
- (2) 予警報等防災情報に関する知識
- (3) 非常持出袋等の災害予防応急措置
- (4) 被害情報等の通報方法
- (5) 避難所、避難方法の徹底等災害発生時の心得
- (6) 自動体外式除細動器（A E D）を含む応急手当等講習の実施

4 防災広報

市（総務班）及び関係機関は、防災知識の普及高揚を図るため、防災に関する広報を定期的に実施する。

5 報道機関の協力

防災知識の普及高揚を図るため、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、必要な情報の提供に努める。

第3節 防災訓練の実施

市（総務班）及び関係機関は、災害時に円滑な防災活動ができるよう、単独又は他の機関の協力を得て、次の事項に重点をおき、防災訓練を実施する。

- 1 防災活動従事者の招集訓練
- 2 情報連絡通信訓練
- 3 消防訓練
- 4 避難訓練及びこれに伴う措置
- 5 水防訓練
- 6 救出救助訓練
- 7 給水、給食訓練
- 8 電力、通信施設の応急措置
- 9 必要資材及び救助物資等の応急手配並びに緊急輸送訓練
- 10 鉄道、道路の交通確保訓練

防災訓練の実施にあたっては、できるだけ自主防災組織及び一般住民の参加を得て計画的に行う。

第4節 雪害による災害予防

市（建設班）は、降積雪による道路の途絶、家屋の倒壊等の被害を未然に防止するとともに、各産業における雪害を防止し、雪災害から市民生活の安全性の確保を図るものとする。

1 道路除雪計画

市内の幹線道路交通を確保するため、黒部市道路除雪計画を策定し、円滑な実施を図る。

(1) 除雪計画路線の決定

主要幹線道路を主体として、他の道路管理者と連携調整して、市が管理する道路について豪雪時における対応も含めた道路除雪計画を毎年度作成し適切な除排雪を実施する。

(2) 除雪計画路線は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して第1種、第2種、その他の3段階に区分し、その順序により実施する。

(3) 除排雪体制

市所有除雪機械及び民間除雪機械による機械除雪を主体とし、消融雪装置及び流雪溝による面的除排雪によるものとする。

(4) 出動基準

積雪 平常時10cm以上とする。

実施機構 積雪100cmまでは道路除雪対策本部で実施し、これを超え、かつ、市長が指示した場合は雪害対策協議会に移行する。

(5) 道路除雪対策本部の設置期間

11月15日から翌年3月31日までとする。

2 雪捨場の選定

市街地の除雪は状況によっては排雪作業になる場合があるので、あらかじめ適当な捨場を選定するものとする。

なお、雪捨場の選定にあたっては事前に関係機関と十分協議を行うこととする。

3 雪おろしの後始末の励行及び除雪協力要請

屋根の雪おろしの後始末が不十分なため、しばしば、除雪機械の運行を不能にすることがあるので、町内会等を通じて住民に対し雪おろし後の後始末の励行及び除雪の組織的な協力を要請するとともに、その指導を行うものとする。

4 警察、消防署との協力体制

降雪期前に警察署と緊密な連絡をとり、路上放置物件の取締り、除雪機械運行に対する交通整理、情報収集等の協力を求めるものとする。また、消防署と連絡し消火栓の位置を明確にする。

5 なだれ事故の防止

(1) なだれ防止施設の整備

ア 道路のなだれ防止施設

イ なだれ防止林の造成

(2) なだれ危険箇所の警戒

ア 危険箇所の査察

イ なだれ危険箇所の標識の設置

ウ 事故防止体制

市長は、なだれの発生による事故防止を図るため、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び禁止措置、迂回路、避難措置などについて関係機関と協議し必要な事故防止措置を講じるものとする。

6 孤立集落対策

豪雪時に孤立が予想される集落の実情を調査把握し、地域住民を豪雪から守るため、必要な事前措置を行うものとする。

7 地域における除排雪

降雪、積雪は日常の市民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域一丸となって克服していく必要があり、積極的な地域住民の協力体制の確立が不可欠である。

「自らの地域は、自らの力」で除排雪するという市民意識の高揚と地域除排雪組織づくりを図り、市民自らが地域において共同して行う地域ぐるみ除排雪活動を積極的に推進して、地域の生活道路の交通確保を図るものとする。

市は、一人暮らし高齢者宅等の屋根及び住宅周辺の除雪支援に努めるとともに、地域での協力体制を整えるものとする。また、除雪ボランティアによる災害時要援護者宅周辺の雪かきなどの協力を得るものとする。

8 農林業対策

(1) 農作物

ア 果樹、温室、ビニールハウス等の災害を未然に防止するため、支柱の鉄線張り等の補強に努めるとともに、大雪の場合は早目に行うよう予警報に対する注意の喚起に努めるものとする。

イ 農業協同組合等は災害のための水稲用苗及び予備種子の確保及び病虫害防除対策並びに農薬の確保に努める。

(2) 家畜の飼料

濃厚飼料の備蓄と保管に留意し、粗飼料の確保を図る。

(3) 造林木

豪雪時の造林木の被害を予防するため、間伐を適度に行い、更に枝打、下枝の投打に心掛けるよう指導する。

第5節 異常降雨に対する災害予防

水害の予防は、治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等によるほか、異常降雨に際しては「黒部市水防計画」の定めるところにより、市は所要の警戒措置をとるものとする。

1 水防計画に基づく監視

水害の危険があると認めるとき、「黒部市水防計画」の定めるところにより、警戒配置に努めるものとする。

2 水防倉庫の設置及び資機材の点検

水防管理者は累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置するものとし水防に必要な資機材の整備と、必要に応じ資機材の点検を実施するものとする。

3 がけ崩れ等危険区域の警戒

異常な降雨により山崩れ、がけ崩れ、地すべり等の危険が予想される区域については、随時パトロールによってその実態を把握し、予防措置を講じるものとする。

4 避難準備措置の確立

異常降雨等により河川の水位が上昇したとき、水防警報が発せられたとき、又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、その状況に応じ溢水あるいは破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域などに市はあらかじめ避難準備情報の発表を行うなど、人命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講じる。

5 黒部川流域洪水ハザードマップの周知・活用

市は、百年に1回程度発生するとされる規模の異常降雨（流域の2日間雨量455mm）で黒部川が氾濫した場合の浸水深や1時間以内の浸水範囲を示した黒部川流域洪水ハザードマップを、各公民館に備えるとともに、その概要版を市内全戸に配布し、市民への周知に努めるものとする。また、市ホームページや電話帳への掲載を通じ、より一層の周知を図るほか、洪水ハザードマップを使用した避難訓練の実施など、より実戦的な利活用を推進する。

なお、浸水想定区域図の見直しや、その他河川についての浸水想定区域図の公表があった場合には、速やかに洪水ハザードマップを改定するよう努めるものとする。

6 特別警戒水位の周知

市は、県と協力し災害の発生を特に警戒すべき中小河川の特別警戒水位について、流域住民への周知を図るものとする。

7 防災情報ホームページの周知

市は、県や国土交通省（黒部河川事務所）、富山地方気象台等と協力して、市民に対し防災情報ホームページの周知に取り組むなど、正確で迅速な情報提供に努めることとする。

(1) 防災関連情報等ホームページ（資料4-7）

- ・ 防災ネット富山（国土交通省） <http://www.palette.go.jp/bousainet/>
- ・ 富山防災WEB（富山県） <http://www.bousai.pref.toyama.jp/>
- ・ 気象庁 <http://www.jma.go.jp/>
- ・ 富山県土砂災害危険箇所区域図

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1505/hazardmap/topmap.htm>

第6節 台風、季節風に対する災害予防

台風、季節風による災害予防は、それぞれの現象に対処できる恒久施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、当面の災害予防は、予想し得る気象情報を早期に把握して臨機対応の措置を講ずるものとする。

1 風による災害予防

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点をおき、次の措置を講じるものとする。

(1) 火災予防措置

[第7節 大規模火災対策]に準じる。

(2) 電力、通信等の災害予防措置

電力、公衆電気通信事業の災害予防措置は、各機関の防災業務計画によって行うものとする。

(3) 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物（以下「家屋等」という。）の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれ家屋等の管理者が行うものとし、状況に応じて市長（総務班）は、家屋等の管理者に対してその措置の徹底を図るものとする。

緊急措置の徹底が困難であるか、又はその措置によっても被害の防止が困難であるような緊迫事態に際しては、当該家屋等の現住者に対して市長（総務班）が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容するものとする。

2 水害予防措置

異常降雨に伴う洪水による被害の防止に重点をおいて災害予防措置を講じるものとし、措置内容は、[第5節 異常降雨に対する災害予防]に準じる。

第7節 大規模火災対策

不特定多数の者が出入りする建築物、消防活動上特異な消防対象物及び地域については、一旦火災が発生すれば大規模火災となるおそれがあるので、市（消防部）は次の措置を講じる。

1 建築物等の火災予防

(1) 防火意識の高揚

ア 火災予防思想の普及

火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットホームページ、広報紙、広報車、防災行政無線などを利用し、市民の防火意識の高揚を図る。

イ 防火組織の育成

家庭における防火安全の担い手である主婦を対象に、婦人防火クラブをはじめ、少年期から火災予防の重要性を学ぶための少年消防クラブを結成及び育成し、これらの組織活動を通じて火災予防思想の普及高揚を図る。また、防火組織の中核である消防団については、団員の確保、充実に努めるとともに、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、女性消防団を組織し、火災予防広報業務や救急救命講習等の活動を強力に推進していく。

黒部市消防団組織図 （資料5 - 5）

消防団車両保有状況 （資料5 - 6）

(2) 予防行政の強化充実

ア 消防法第8条の規定が適用される防火対象物の関係者に対し、防火管理者の選任届、解任届の励行、適切な消防計画の作成、定期的な通報、避難訓練の実施など万全な防火管理体制を確立するよう指導強化に努めるとともに、防火管理者の資格取得講習会を適宜開催する。

イ 消防用設備等の整備および設置の適正化

防火対象物の関係者に対して、消防用設備等点検結果を報告させるとともに、消防用設備等違反対象物について措置命令等必要な措置を講じ、整備の促進を図る。

ウ 防火基準適合表示

不特定多数の者を収容する特定の防火対象物に対して、一定の防火基準に適合する施設には「防火基準点検済証」又は、「防火優良認定証」を表示するものとし、適合していない防火対象物に対し、基準に適合するよう積極的に指導する。

エ 予防査察の徹底

消防対象物の予防査察を徹底し、火災予防上の不備欠陥事項について関係者に指摘し、その是正、指導を徹底する。

オ 住宅用火災警報器設置の促進

住宅火災での死亡者の約7割は逃げ遅れによるものといわれており、火災警報器の有効性について周知を図り、市内での設置を促進する。

2 林野火災予防

市（消防部）は、林野火災による被害を防止するため、関係機関と協力して予防対策を推進する。

(1) 広報活動の充実

ア 林野火災の予防を図るため、森林組合等関係機関とともに、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、小中学校の児童生徒、市民等に次の事項を広報する。

- ・火入れについての届出の励行
- ・異常乾燥又は火災警報発令中の火入れの禁止
- ・火入れ実施中の巡回パトロールの実施
- ・入山者及び通行人の森林内における火気の取扱い制限

イ 駅、市役所、学校、登山口等に、ポスター、警報板等を配備するほか、火災警報発令時に防災行政無線、広報車等で火入れの禁止について広報する。

(2) 予防体制の強化

ア 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所の吸い殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備する。

イ 異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適性に行う

ウ 林業関係者、消防署、消防団等は密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を講じる。

エ 森林所有者等による自主的な予防活動組織の育成を目指す。

3 火災警報の発令

市長（総務班、消防部）は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

(1) 火災警報の基準

実効湿度が65%以下で、最低湿度40%以下になり、最大風速毎秒7mを超える見込みのとき。

平均風速が毎秒10m以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降

雪を伴いその必要がないときは発令しない。

(2) 火災警報の伝達

市長（総務班、消防部）は、火災警報を発したとき、又は解除したときは、防災行政無線、消防無線、広報車、電話等により住民、隣接市町及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防・危機管理課）に連絡する。

4 防火対象物の警戒

防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防署員等を出動させるほか、大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは、火災が発生した場合、著しく延焼拡大するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警防計画を定めておく。

危険物貯蔵、取扱所等（資料 3 - 16）

(1) 警防計画

市消防本部は、大規模火災に対処するため、警防計画に次の事項を定める。

警戒のための組織体制

警戒区域の設定及びその責任分担

警戒出動の基準及び人員並びにその連絡招集の方法

消防機械の点検整備及び水利の確保

煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制措置

消防無線等通信の確保

(2) 消防隊等出動計画

消防活動上特異である対象物又は住宅密集地域の火災は、通常の火災と異なり、早期に大量の消防隊又は救急隊を出動させることが必要であるので、市消防本部ではそれぞれの対象物又は地域に適した機械器材等を集中的に出動させるよう体制を整えとともに、出動計画を策定する。

(3) 消防相互応援計画

消防隊のみでは消火困難な場合は、「富山県消防相互応援協定」に基づいて近隣市町に応援を求めることになるが、迅速かつ的確に行うため、市消防本部では近隣市町と協議のうえ応援計画を策定する。

また、他市町への応援時の体制にも考慮しておく。

5 消防訓練の実施

市（消防部）は、避難誘導、初期消火等の初動態勢を迅速にとるため、消防対象物又は地域の関係者に対して自主的に消防訓練を実施させるとともに、消防隊も所轄署のみならず隣接署、隣接市町の消防隊の参加を得て、図上訓練（DIG）又は非常招集訓練を実施する。

第 8 節 大規模地震対策

地震による被害は、火災、建築物の倒壊、崖くずれ等複雑多様である。中高層ビルの建設、大規模住宅団地の造成等により震災拡大につながる社会的要因が増加し、大地震が発生する

と、かつてない被害をこうむるおそれがある。

このため都市の防災化や地震に対する事故防衛知識の普及など地震災害に対する総合防災体制の確立を図るものとする。

1 都市の防災化

都市の防災化は、災害予防対策の基本である。都市機能の整備、都市環境の向上などにより、総合的な災害対策を講じるものとする。

(1) 建築物の不燃化の促進

市街地では、建築物が密集しており、地震による火災の被害が生じるおそれが大である。火災が起きた場合に他の建築物に災害が及ばないように密集地区の耐火建築を促進し、都市の不燃化を図るものとする。

住宅密集地域火災危険区域（資料3 - 17）

(2) 防災空間の整備拡大

災害による被害を軽減するため防災空間となる道路、公園、緑地、広場等の都市施設の整備や都市内緑地の保全を促進し、安全性の確保に努めるものとする。

ア 災害が発生したとき、避難、救援活動の拠点としての公園は重要な役割を果たすため、都市公園の計画的な整備を図るものとする。

イ 土地区画整理事業

道路、公園、上下水道等の都市基盤設備と宅地の整備を面的に、総合的・一体的に図るものとし、市街地及び周辺において土地区画整理事業を進める。

2 地盤災害の予防

地震は、地すべり、崖くずれ、地割れ等の地盤災害を誘発する。

崩壊地、造成地、液状化予想区域、軟弱地盤地等については、適正な規制及び指導に努めるものとする。

(1) 急傾斜地等危険箇所

崖地に近接した住宅は、崩壊事故による災害が発生し易い急傾斜地にあるため、崩壊により住民等に危険が生ずると想定される箇所については、防災パトロールを実施し崖地の保全や管理について住民を指導し、必要に応じては防災措置の勧告を行うものとする。

3 都市施設の防災化

都市生活では、ライフラインは欠くことのできないシステムである。地震によりライフラインが破壊されると都市活動は麻痺し、住民の不安、不満を生むため、事前に予防措置を講じ被害を最小限に食い止めるものとする。

(1) 道路網の整備

災害発生時における住民の避難、消防活動、医療活動並びに緊急物資の輸送等、道路の使命は大きい。このため、幹線道路網の整備を推進するものとする。

(2) 上下水道施設の確保

ア 震災による水道施設の被害を最小限にとどめ、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の耐震性の強化を図るため逐次送配水管を更新するとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために防災用資機材の整備拡充

を図るものとする。

イ 下水道

下水道については、被害を最小限に食い止めるため、管渠、処理場及びポンプ場について、施設の耐震化に努めるものとする。

4 建築物の耐震化

(1) 公共建築物

防災上重要な建築物である学校、公民館等の公共施設について、昭和56年以降に建築されたものにあつては、耐震化構造になっていると考え、それ以前に建てられた施設にあつては、耐震度調査を行い補強計画を進め、耐震性の確保、強化を図るものとする。

(2) 一般建築物

既存建築物にあつても、昭和56年以前に建てられたものにあつては、補強工事を行うよう市民に周知するものとする。周知にあつては、耐震診断や耐震改修への各種融資、助成制度の紹介についても併せて行う。阪神・淡路大震災においては、屋根瓦の重みにより倒壊した住宅が多く見うけられたことから、積雪時においても耐え得る構造とする指導を行う必要がある。

また、屋内にある家具等により下敷きになることが大いに予想されることから、家具等の固定を行うよう市民に周知するものとする。

5 火災予防等防災意識の啓発対策

地震にともない二次的に発生する火災は過去の例からも、人的、物的被害が甚大である。火災対策については、[第7節 大規模火災対策]によるほか、一般家庭に対し消火器具の普及徹底を図るとともに、これらの器具の取り扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の留意すべき事項について市広報誌等を通じ、日頃から住民に対し周知徹底に努めるものとする。

6 避難対策

地区ごとに避難場所、避難道路を指定し、広報誌等により地域住民に周知を図る。

避難の勧告又は指示が出された場合、市（総務班）は、黒部警察署、消防団との協力を得て、地域又は地区単位にあらかじめ指定されている避難場所に誘導するものとする。

7 自衛体制の整備確立

震災にあつて隣保協同の精神を発揮する住民の自発的な防災組織、施設あるいは業種別の防災組織の育成指導を行う。

これにより、初期の混乱を最小限に防止し、住民の相互救助体制の確立と、防災関係機関からの指示、情報の伝達の円滑化を図るものとする。

第9節 津波・高波災害予防

黒部市の海岸線は、生地、石田、村椿地区に代表されるように住宅の密集度が高く、津波、高波等が発生すると、多くの人を素早く避難誘導する必要があることから、情報伝達システムの整備を進める必要がある。

1 津波危険区域

市内海岸線地域で、海拔5 m以下の区域を津波危険区域とする。

(資料3 - 18)

2 海岸保全区域

県は黒部市海岸全域を海岸保全区域に指定している。ただし、海岸法第5条第3項の規定により石田漁港海岸の管理者は黒部市である。

(資料3 - 19)

3 危険区域の監視

津波警報の発令及び潮位の異常が認められたときは、関係機関はそれぞれ海岸線及び危険区域について巡視を行うものとし、漁業協同組合に連絡するとともに当該区域に監視のため消防団員等を配置するものとする。

4 避難対策

(1) 一時に多くの人を避難誘導するには限界があることから、避難に当たっては「助け合いの精神」をもって、近隣に声をかけながら、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者が取り残されることのないよう行動するために、住民の自発的な防災組織の育成及び避難訓練を行う。

(2) 海水浴シーズンには、地理に不慣れな観光客等が多数海岸線に訪れることから、避難路の整備に加え、避難誘導標識等の設置を促進する。

(3) 津波は、発生から到達までの時間的猶予がほとんどないケースが多いことから、避難所の鍵の管理対策や、津波避難ビルの指定や津波ハザードマップの作成についても、今後積極的に検討を加えるものとする。

第10節 海上災害予防

1 海上避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は船舶を災害から保護することが重要であり、このため必要により危険区域の漁民、漁船に対し避難のため立ち退きを指示するものとする。

(1) 高潮、台風のための立ち退きの指示

高潮又は台風により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、その地域の漁民、漁船に対して避難のための立ち退きを勧告し、又は指示するものとする。

(2) 避難場所の経路

高潮、台風の場合は、漁港船揚場へ揚船するものとし、揚船不能の場合は、黒部漁港及び石田漁港へ避難けい留するものとする。

(3) 避難の伝達及び方法

海上保安部等の指示、協力を得て必要に応じて巡視船等の出動を要請する。また、警報等は無線等で伝達するものとする。

2 海上災害救助計画

市長（農業水産班）は、災害による船舶避難等に関し、身体、生命が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者を捜索するため、必要に応じ海上保安部及び警察等関係機関の協力を求めて救出班を編成し、救出、捜索にあたる。

これに出動する船舶等については、漁業協同組合等の協力を求めるものとし、その出動計画については、あらかじめ定めておくものとする。

第11節 危険物等の保安対策

危険物等の貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害の原因になり得ることや他の原因によって災害を拡大せしめる要因となることから、災害を未然に防止するために次の事項を推進する。

1 危険物の保安対策

(1) 危険物施設の安全確保

市（消防部）は、危険物施設が消防法等関係法令に定められた技術上の基準に適合するよう立入検査を実施するとともに、自主検査の励行を指導する。

(2) 危険物運搬の保安

市（消防部）は、関係機関と協力して、危険物運搬車両の一斉検査を行い、危険物取扱者の同乗を徹底させるとともに、容器の収納状態、積載方法、運搬方法等が法令で定められた基準に適合するよう指導する。

(3) 危険物取扱者に対する保安教育

市（消防部）は、関係機関と協力して、危険物取扱者に対して保安教育を行い、危険物に関する知識技能の向上を図るとともに、危険物による災害の未然防止を強力に推進する。

(4) 応急資機材等の整備

市（消防部）及び危険物施設の所有者等は、流出油等の災害を予防するため、吸着マット、中和剤等応急資機材の整備を図る。

また、関係機関の所有する資機材を予め調査しておく。

(5) 防災訓練及び一般消費者への広報

関係機関及び関係事業所等は、防災訓練を計画的に実施するとともに、一般消費者に対し、保安意識の高揚を図るための広報活動を行う。

2 高圧ガス等の保安対策

県及び関係機関は、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物による災害の発生及び拡大を防止するため、富山県地域防災計画に基づき、災害予防対策を推進する。

第12節 都市の防災化

市を災害に強い都市にしていくためには、都市構造そのものの防災性を高め、都市の不燃化を進めて行くことが基本である。

1 公共土木施設の耐震性の強化

公共土木施設は、都市機能の根幹をなすものであり、災害時には、輸送・復興の基本となるものである。

このため、国、県及び関係機関との連携を密にし、公共土木施設のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性の強化を推進する。

(1) 道路、橋梁、トンネル等の整備

道路は住民の日常生活の面で重要な役割を担っているが、さらに災害時には火災の延焼を防ぐ機能を持つと同時に住民の避難や防災機関の活動等の動脈として欠くこ

とのできない都市施設である。道路と一体となる橋梁、トンネルと合わせ、災害に強いまちづくりの一環として、その耐震性の向上を目指すとともに計画的整備を年次的に進める。

(2) 河川、海岸、港湾等の整備

全国有数の急流河川「黒部川」によって形成された扇状地の上に都市や集落を形成していることから、堤防、護岸等各種対策施設について引き続き国、県及び関係機関と整備を進めるとともに、その耐震性の強化に努める。

2 都市計画

市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、都市計画区域の指定及び用途地域の決定等がなされている。市街地及び周辺部では土地区画整理事業により無秩序な市街化を防止するとともに、密集市街地の解消や幹線道路、公園などの都市基盤の整備を図り、災害に強いまちづくりを行うものとする。

第13節 国土保全事業等の推進

市は、黒部市総合振興計画で各種防災事業を計画し推進するものとする。

1 道路交通網の整備

市は、国、県とともに道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

2 山地の保全

市は、山地の崩壊や土砂流出、地すべりなどによる災害を防止するため、山腹工、流路工、崩壊防止工、地下水排除工の治山・砂防事業を国、県とともに推進するものとする。

3 河川の保全

市は、洪水による河川災害を防止するため、堤防護岸を国、県とともに整備するものとする。

第14節 事前措置の対象

1 事前措置対象設備の調査

市は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件をあらかじめ調査把握しておく。

2 占有者等への予告

市は、災害が発生するおそれがあるとき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、あらかじめ文書で予告する。

第15節 防災施設・設備の整備

災害の未然防止及び軽減等のために必要な防災施設・設備の整備充実に努める。

1 消防施設・資機材の整備

市（消防部、都市建設部）は、消防力の強化を図るため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利その他の消防施設・設備等の整備及びこれら施設等を計画的に設置するほか、必要な場合は河川における階段護岸の整備を図る。

また、危険物施設、高層ビル等の特殊火災に対処するため、はしご車、消火薬剤等資機材を整備する。

消防力の概況（資料5 - 1）

2 水防用資機材・倉庫の整備

市（建設班）は、洪水等の非常時に備え水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備する。

主要水防資材の備蓄（資料7 - 6）

3 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送が迅速に行われるよう、緊急物資集積場、ヘリポート等の指定、整備を図るものとする。

4 気象観測施設の整備

市は、気象等の状況を把握するために気象観測施設等を整備する。

また、管内の防災関係機関は気象観測施設等の整備に努めるものとする。

気象観測施設（資料2 - 1）

5 無線通信施設の整備

市（総務班）は、住民に対して防災に関する情報を迅速に伝達するために同報系無線設備及び災害現場等との通信を確保するために移動系無線設備を整備するとともに、災害時において管内のアマチュア無線局の協力が得られるよう協力体制を整えらるとともに、市職員が計画的にアマチュア無線免許を取得できるよう計画的に受講させるものとする。

また、災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検を行うとともに、毎年1回以上の定期点検を行い、故障の未然防止に努める。

防災行政無線施設等設置状況（資料4 - 3）

アマチュア無線局一覧表（資料4 - 8）

6 救助用施設・資機材の整備

市（消防部、総務班）は、救助救出に使用するロープ、空気呼吸器、エンジンカッター、発電機、投光機、応急給水機材等を整備充実させるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検、整備しておく。

また、管内の関係機関は、救助用施設・資機材の整備に努めるものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体、業者等が所有する救助救出用資機材等を借り上げできるよう協力体制を整える。

警察災害警備用装備資機材（黒部警察署）（資料5 - 2）

救助活動のための機械器具等（黒部市消防本部）（資料5 - 3）

海上防災用資機材（資料5 - 4）

7 災害時要援護者の把握

市（災害救助班）は、災害発生時に備え、平常時からの災害時要援護者の把握に努めるとともに消防部との情報の共有化を図るものとする。〔第22節 災害時要援護者対策〕

第16節 建築物の防災化

市（消防部、都市計画班）は、建築物の安全を期するため、建築基準法による防災上、構

造上の検査、指導を強化するとともに、同法及び消防法に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに準防火地域等の指定区域内の一般建築物に対する防火上、避難上の構造並びに施設基準に基づいて規制を行い、建築物の不燃化、耐震化、耐雪化と火災発生の予防措置を図る。

第17節 ライフライン施設の防災化

上・下水道、電気、電話、交通の各施設が災害時に被害を受けると、都市機能そのものの麻痺につながり、住民生活にも大きな支障が生じることから、防災性の強化を進める。

なお、電気、電話、交通の各施設の整備については、各機関がそれぞれの事業計画により担当する。

1 上水道施設の整備

水道事業者は、上水道施設の防災性を強化し、災害の発生に伴う被害を最小限にとどめ、給水の確保を図る。

(1) 施設の防災性の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災性について考慮する。

(2) 防災用資器材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、あらかじめ連絡管の整備や給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他の市町村、県、工事施工者等関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

(4) 図面、台帳等の整備

災害復旧対策等に活用するため、図面、台帳等を整理し、瞬時に利用できる保存管理に努めるとともに、危機管理のため同じものを、別の施設で保管するものとする。

2 下水道施設の整備充実

下水道管理者は、下水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

(1) 下水道施設の設置にあたっては、外部からの浸水等、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機の整備、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等についての体制を確立しておく。

(3) 図面、台帳等の整備

災害復旧対策等に活用するため、図面、台帳等を整備し、瞬時に利用できる保存管理に努めるとともに、危機管理のため同じものを、別の施設で保管するものとする。

3 電力施設の整備 { 北陸電力(株)魚津支社 }

電気事業者は、電力施設の防災性の強化に努めるとともに、災害時における電力の早期復旧に努める。

4 電話施設の整備 { 西日本電信電話(株)富山支店 }

西日本電信電話（株）は、架空ケーブルの地中化、中継伝送路の多ルート化等の長期防災対策を推進して災害時における通信の確保に努める。

- 5 鉄道施設の整備〔西日本旅客鉄道（株）・富山地方鉄道（株）・黒部峡谷鉄道（株）〕
西日本旅客鉄道（株）、富山地方鉄道（株）及び黒部峡谷鉄道（株）は、線路の防災強度を確保するために、線路防護設備の新設、改良に努める。また、降雨及び強風により線路に災害が予想される場合は、列車の運転速度を制限するか、若しくは列車の運転を一時中止して輸送の安全を確保する。

第18節 避難体制の整備

市（総務班）は、災害時における差し迫った危険から市民等の生命、身体を守るために避難体制を整備する。

1 避難場所の指定

市（総務班）は、校下ごとに公共施設等を避難場所に指定し、確保する。

市指定避難場所（資料7-1）

黒部川の洪水時の避難場所（資料7-2）

市内公共施設一覧表及び位置図（資料13-1）

(1) 避難場所

避難場所は、災害に対し安全な建物、公園、広場等を対象とするものとし、給食施設を有するもの、又は比較的容易に食糧等を搬入でき、給食し得る場所を優先的に指定する。なお、収容人員は、おおむね畳1畳（約1.65㎡）あたり1名を限度とする。

(2) 避難場所の調査

避難場所の指定にあたっては、人口動態、施設の変更等を毎年調査し、状況に応じて更新する。

2 避難道路の確保

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるとともに、交通規制計画を定める。

(1) 避難道路の指定

市（総務班）は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を指定する。

ア 避難道路は、おおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 氾濫のおそれがある河川の近くでないこと。

エ 避難道路は、相互に交差しないものであること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 指定避難道路の交通規制

黒部警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定避難道路等における交通規制を可能な限り実施する。

ア 指定避難道路は、駐車禁止とする。

イ 指定避難場所周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の交通規制をする。

ウ 指定避難道路で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため交通警察官等を配置する。

3 避難誘導設備等の整備

避難場所には、避難場所の標示、避難経路には避難場所への誘導標識を設置し、平素から関係住民等に周知を図る。

また、避難誘導に必要な資機材を整備する。

4 緊急輸送路等の確保

(1) 緊急輸送路等の指定

避難者の移送や生活必需物資の輸送のため、緊急輸送路を指定する。

また、陸路が不通になった場合は、ヘリコプターで行うものとする。

なお、ヘリコプターについては、避難場所間に陸上輸送を要する場合があるので、関係機関と協議し、輸送計画を定める。

(2) 緊急物資集積場の指定

関係機関等からの緊急物資を管理するため、緊急物資集積場を指定し、各避難所への輸送路及び代替道路をあらかじめ整備する。

緊急通行確保路線及び緊急物資集積場一覧表（資料8-1）

ヘリコプター場外離着陸場一覧表（資料8-8）

5 学校、社会福祉施設等における避難計画

学校、社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難を迅速に、適確に実施するため、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難の順位

(3) 避難誘導責任者及び補助者

(4) 避難誘導の協力体制

(5) 避難誘導の要領、措置

6 地域住民等に対する周知徹底

避難を迅速、安全に実施するため、平素から地域住民等に広報誌、防災パンフレット、避難訓練等により地域の災害危険性、避難勧告、指示の伝達手段、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。また、地域住民はあらかじめ家族防災会議を実施し、災害時の役割分担、避難場所、避難場所までの道順、家族との連絡手段などについて家族全員で確認するよう努めるものとする。なお、家族との連絡手段については、災害用伝言ダイヤルや携帯電話電子メール等の活用が有効と考えられることから、市（総務班）は、西日本電信電話株式会社及びNTTドコモ北陸株式会社と協力して、市民への周知に努めていく。

第19節 食料、飲料水等の確保

災害時には、施設の被害、社会的混乱により日常生活に不可欠な食料、飲料水等の確保が

困難になり、また生活必需物資に対する緊急の需要も高まると予想されることから、民間からの調達等の方法により確保する。

1 食料・生活必需物資等の確保

(1) 食料

災害時に必要な食料は、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を原則とするが、市においては、各種災害における被害想定をもとに必要な食糧備蓄を図るものとする。

ア 市(総務班)は、住民に対し、非常時に備えて食料等の準備について広報する。

イ 市(災害救助班)は、必要に応じ、炊き出しが行えるよう自主防災組織、日赤奉仕団等と協力体制を確立するとともに、炊事道具等の調達先を確保しておく。

(2) 飲料水

水道施設が破損し、飲料水の通常の供給ができなくなった場合に備え、給水槽、応急給水用資機材の活用を図る。また、各家庭での3日分(1人につき1日3L×3日×世帯人員数)の飲料水の備蓄や風呂への貯水、水をもらうためのポリ容器の準備等について普及、啓蒙を進める。

ア 市(水道班)は、非常時に利用予定の井戸等の水質検査を実施して、利用方法をあらかじめ検討しておく。

イ 市(水道班)は、住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。

ウ 市(水道班)は、応急給水を円滑に実施するため、水道班の編成等給水計画を作成する。

エ 市(水道班)は、早期復旧ができるよう工事業者等との協力体制を確立する。

(3) 生活必需物資

災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資は、市内業者及び協定業者等の流通在庫から調達することを原則とするが、不足する場合は、県と協議し、県内外から調達する。

ア 市(総務班)は、住民に対し、非常時に備えて衣類、タオル、救急薬品等非常持出品の準備について広報等を通じ指導する。

イ 被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬の避難場所への配置を図る。

災害用生活必需品等備蓄場所 (資料7-4)

給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況 (資料7-5)

2 病院、社会福祉施設等に対する備蓄の奨励

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者の生活する施設に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食や生活必需品の備蓄を奨励する。

3 災害時民間協力協定の推進

市は、非常時に食料、生活必需品等を迅速かつ的確に調達するため、あらかじめ市内外の製造業者、卸・小売業者等と調達に関する協定を締結する。

第20節 防災営農体制の確立

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害を最小限に防止するため、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

1 農林水産業施設等の整備

市は、国、県等とともに、農林水産業施設等を整備する。

- (1) 防災林の造成、保安林の整備
- (2) 防災ダム、堤防、排水機、排水路等の施設の整備
- (3) 地すべり防止施設の整備

2 営農指導の実施

市(農業水産班)は、県と協力して農協営農組織等を通じ、次の事項について指導する。

(1) 稲及び畑作物

- ア 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及
- イ 水稻の早、中、晩生種の適正配分による作付け
- ウ 気象に応じた栽培管理の徹底
- エ 災害に備えた種子の備蓄の徹底

(2) 育苗施設及び乾燥調製施設

- ア 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実
- イ 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底

(3) 園芸作物及び果樹

産地ぐるみの災害防止を推進するための組織づくりや具体的な計画づくりの手法を検討しておく。

(4) 家畜及び畜産施設

市(農業水産班)は、畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂くずれ等のおそれのある地域の畜産団地等を点検しておくとともに、家畜避難場所の確保について、畜産農家へ周知に努める。

(5) 林産物

- ア 火災の延焼、拡大を防止するための防火道、防火林の造成と保護樹帯の設置
- イ 風水害に強い樹種、品種の選定
- ウ 適切な枝打ちの実施
- エ 適切な除、間伐の実施
- オ 空地のできない造林
- カ 小面積皆伐、伐区の分散

(6) 漁業の安全対策

- ア 漁業の安全操業に関する意識の啓蒙
- イ 海難防止講習会等の開催

第21節 文化財の災害予防

市(生涯学習班)は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

1 文化財の実態調査

市内にある文化財は、史跡、名勝、天然記念物等が主であるが、関係機関と協力してこれらの保存、保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施

する。

市内文化財一覧表及び位置図（資料13 - 2）

2 防災上必要な教育訓練の実施

関係職員を教育するため、関係機関と協力して講習会の開催、研究会等を開催するとともに、防災上必要な訓練を実施する。

3 防災思想の普及

一般住民の防災に関する認識を高めるため、講習会の開催、関係資料の配布などを行うとともに、「文化財防火デー」、文化財愛護活動などの実施を通じ、防災思想の普及に努める。

4 火気等の使用制限区域の設定

文化財の所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言、指導を行う。

5 保存施設等の整備促進

文化財を風水害、火災、地震災害等から守るため、収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報設備、排水設備等の整備を促進するとともに、このための助成を行う。

6 安全点検

文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対して、助言、指導を行う。

第22節 災害時要援護者対策

1 災害時要援護者の把握

本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者について、市（災害救助班）では、常に現況を把握しておくとともに個々人に対応した避難支援計画の作成に努めるものとする。

また、市民環境課は、外国人等の日常会話が困難な者の居住状況等について把握しておく。

2 避難施設の整備（バリアフリー化）

市は、避難先での災害時要援護者の生活が確保されるよう、避難場所、避難施設において段差等の解消を図る等災害時要援護者への対応設備を充実する。

3 各担当部が果たすべき災害時要援護者対策

(1) 市民生活部

ア 在宅災害時要援護者対策

市民生活部は在宅福祉施策など災害時要援護者対策と係わりが深い部門であるので、それらの施策を実施する際に防災施策との関連を検討し、より有効なものにするよう努めるとともに、ホームヘルパーに家庭における防災対策について研修を行い、在宅要援護者等への知識の普及に努める。

また、災害対策マニュアル等の作成による普及啓発に努めるとともに、在宅の災害時要援護者の生活支援を図る。

社会福祉施設への緊急入所について

災害時要援護者への情報提供について

避難所等における相談体制の整備について

居宅や避難所における災害時要援護者の実態調査とサービスの提供について

イ 災害時要援護者が多数入所（通所）する福祉施設の災害対策

災害時要援護者が多数入所（通所）している福祉施設について、避難が必要と考えられる場合には、その体制の確保等の対策を事前に計画しておく。

(2) 医務部

ア 医療施設の災害対策

医療施設に入所している傷病者、特に医療器具が常時必要な者も災害時要援護者といえる。そこで、市は、医療施設に対し建物を地震等の災害に耐え得るものとする等の対策を指導する。

イ 医療品、資機材の確保

避難が必要とされる事態が予想される場合については、医療施設に入所している者に対しての避難先での医療体制の確保及びその他の傷病者や医療救護を必要とする災害時要援護者を受け入れる災害時応急医療体制が確保されるように、医療品、資機材について医療器具取扱い業者と事前に協定し、医療品、資機材を確保するとともに、医療救護活動の実施体制についてあらかじめ検討しておく。

(3) 都市建設部

ア 改良・改修事業実施時の災害時要援護者への配慮

改良・改修事業を実施する際、災害時要援護者の地域での避難を阻害している段差等の物的条件の改善（バリアフリー）やより安全な環境を創出考慮しつつ、改善整備を図る。

イ 災害時要援護者の条件を考慮した避難地、避難路等の整備

避難地や避難路等の整備にあたっては、災害時要援護者を考慮のうえ整備する。

(4) 総務企画部

ア 災害時に、市内に居住する外国人が迅速かつ的確に避難ができるよう数ヶ国語で記載した防災パンフレットを作成し配布する。

イ 地震時には、家具の転倒や器具の落下等によって災害時要援護者は極めて受傷しやすいので、転倒しやすい家具や落下のおそれのある器具については固定等の措置をするよう住民に周知する。

ウ 災害時要援護者救援については、地域住民の担うところが大きいので、日頃から自治会組織を通じ、住民の果たす役割を明示し周知徹底を図る。

(5) 産業経済部

旅行者が災害時に迅速かつ的確に避難ができるよう旅館等宿泊施設に防災パンフレットの配布、外国語による館内放送の実施、並びに宿泊者の避難誘導訓練を徹底する。

市内旅館・ホテル等の概況（資料7-3）

(6) 消防部

ア 防災指導

消防団員がひとり暮らし高齢者宅等を訪問し、防災上の相談を受け、必要に応じて防災環境の整備について助言する。

また、いざというときにどのように対応すればよいかについて災害時要援護者とともに考え、必要がある場合は、災害時に近隣者からの援助がえられるように支援体制づくりに協力する。

(7) 各行政部局間の調整

防災対策についてのコンセンサスを作り上げていく場合は、地域防災計画を作成し実施の推進を図る防災会議である。

必要に応じ、防災会議に各部局の担当者からなる専門委員を置き、災害時要援護者対策を検討し、検討結果を地域防災計画に取り入れ、各部局間の連携をとって計画の推進を図る。

また、個人情報保護への配慮を加えながら、福祉部局の保有する災害時要援護者に関する情報の消防部局等との共有化について方策を検討していく。

4 防災知識の普及啓発

一般に、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者は、災害が発生したとき、その災害の覚知、情報の収集、伝達、避難などの対応に大きなハンデキャップを負っている。

これらの災害時要援護者を災害から守るためには、市その他防災機関による各種施策の推進とともに、市民の理解と協力が不可欠である。

このため、従来の広報活動に加え、災害時要援護者のための防災対策の重要性について、市民に対する周知、啓発活動を進め、地域社会全体で取り組む土壌の醸成を図る。

第23節 災害対策本部体制整備

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法及び黒部市災害対策本部条例に基づき、黒部市災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施することになる。

また、災害対策本部を設置する必要のない災害にあっては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたることになる。

災害対策本部の設置は迅速に行われなければならないため、災害対策本部が迅速に設置できる体制について、平常時から整備しておくものとする。

1 職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的ではあるが的確に対応することが重要になる。

特に、初動期においては、対応の遅れが人命を左右することになる。

そのためには、職員に平日頃から災害対策本部における各人の役割を認識させておくことが必要であり、防災訓練、研修会等各種機会を通じて、災害対策本部における各人の役割の明確化と自覚を促す。

2 災害対策本部室の整備

災害対策本部を迅速に設置するためには、あらかじめ設置場所等について整備しておく必要がある。

(1) 災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所庁舎内とする。ただし、市役所庁舎内に設置することが不可能な場合は、市長が指定する場所に置く。

(2) 通信設備の整備

災害対策本部にあっては、情報の収集、伝達等外部との連絡が不可欠であるため、本部設置予定場所にはあらかじめ通信設備を整備するものとする。

- ・ 災害時優先電話
- ・ 防災行政無線
- ・ 高度情報通信ネットワーク（ホットライン含む。）

(3) 非常用電源設備の確保

停電となった場合に備えて、自家発電設備の整備を行う。

(4) 耐震診断と耐震補強

災害対策本部を設置する市役所庁舎の耐震診断を行い、耐震性に問題がある場合は、耐震補強等の対策を講ずる。

(5) 本部開設に必要な資機材の整備

本部開設に伴い必要となる資機材については、あらかじめ設置予定場所に準備しておくか、各課が分担して確保しておく。

(6) 本部職員用食糧、毛布等の備蓄

災害対策本部が設置された場合、初動期には本部職員は泊まり込みで対応に当らなければならない事態が予想されるため、あらかじめ本部職員用の食糧、毛布等を備蓄しておく。

3 災害時要援護者支援の体制

災害時要援護者の避難支援については、市（災害救助班、総務班）が主体となり、あらかじめ整備しておく災害時要援護者台帳その他の情報をもとに、消防部や、社会福祉協議会、地区自治振興会、民生委員、消防団、自主防災組織その他の関係団体との情報共有を図りながら、迅速かつ確実な避難のための体制を整えるものとする。

第24節 災害情報等の収集報告体制整備

災害応急対策とりわけ初動期の救出救助活動においては、災害情報、被害情報の把握が基本となる。

また、災害情報の把握については、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆候の目視情報を収集する仕組みづくりに努めるなど、民間からの協力も不可欠である。

従って、災害情報等の収集報告体制について、平常時から整備しておくものとする。

1 収集報告システムの整備、明確化

災害情報、被害状況の把握が円滑に行われるよう災害情報等の収集、報告システムを整備、明確化しておくものとする。

2 収集すべき情報の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報の内容について、職員が十分理解していなければならない。

特に、災害発生初期においては、住家被害数よりも要救出現場数及び火災発生現場数等、人命にかかる情報の把握が最も重要であることを認識しておく必要がある。

従って、どの時点でどんな情報を収集すべきかを、平常時から整理しておくものとする。

災害発生時、直ちに収集すべき情報	一段落してから収集すべき情報
要救出現場数 災害発生現場数	住家被害等

3 民間協力体制の整備

被害情報の収集については、町内会や関係団体の協力が不可欠である。従って、民間の協力体制について整備しておくものとする。

(1) 民間協力者等との連絡体制の充実

民間協力者等から、災害時に迅速的確な情報提供を得るためには、平常時から災害時における情報の連絡体制の充実を図っておく。

(2) 民間協力者等に対する防災知識の啓発

民間協力者等に対しては、防災知識の啓発に努める。

(3) 災害時協力協定の締結

アマチュア無線クラブなどと災害時に情報の提供が得られるよう、災害協力協定の締結に努めるものとする。

第25節 職員招集体制整備

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、災害予防及び災害応急対策を迅速的確に実施するためには、職員の迅速な招集配備体制をとらなければならない。

平成7年1月の阪神・淡路大震災（午前5時46分発生）では職員も被災し、神戸市の職員で夕方までに出勤できた者が、4割程度であったことを考えると、初動期には一部の職員しか参集できないことを想定して、招集体制整備をしておくものとする。

1 招集配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速的確に実施するための必要な人員を招集配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、実践的な招集配備体制を整備しておくものとする。

2 招集配備に対する認識の向上

毎年、防災研修、防災訓練等により、職員に対し非常登庁に対する心構え等を認識させるものとする。また、職員の住宅の家具の固定やバイク、自転車の準備等を促す。

3 自主参集訓練の実施

勤務時間外における災害発生時に、職員の参集を円滑に行うため、職員自主参集訓練を実施する。

4 職員の携帯電話電子メールアドレスの事前登録

比較的災害時にも有効といわれる携帯電話電子メールを活用し、短時間で職員への招集を行うべく、あらかじめ職員の携帯電話電子メールアドレスを事前登録しておくなど、緊急招集システムを構築しておく。

5 職員防災ハンドブックの配布

災害時に職員がとるべき行動や心構えをまとめた小冊子をあらかじめ全職員に配布する。

第26節 救出体制の整備

震災時においては、倒壊家屋の下敷きになった者の救出など人命救助がなによりも優先されなければならないが、救出を迅速的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておくことが必要である。

1 救出救助隊の編成

救出救助隊の設置を円滑に行うため、平常時から救出救助隊の編成方法等について検討しておくものとする。

特に、同時多発火災が発生した場合は、消防職員は消火活動が中心となるため、同時多発火災を想定した救出救助体制を検討しておく。

また、災害が広域的又は局地的に多数発生することが予想され、様々な救出事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防隊員の指導育成を図る。

2 救出用資機材の整備

災害が多数発生することが予想され、様々な救出事象に迅速的確に対処するため、救出用資機材を整備する。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地域住民が多数救出にあたったが、身近に救出用資機材がなかったことが問題となった。

従って、地域においても資機材を整備するものとする。

3 自主防災組織の育成

住民の自主的な防災活動を図るため、災害時に救出を行う町内会等を単位とした自主防災組織の育成を図るものとする。

4 救急医療情報体制の整備

救出された重傷者などは、迅速に病院へ搬送しなければならないが、平常時から災害時の重傷者搬送計画を検討しておくとともに、医療機関との間に情報通信機能を確保し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図っておくものとする。

5 応急救護知識の啓蒙

市民の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識技術の普及活動を推進する。

6 災害時要援護者に対する救護体制の確立

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者に対する人命の安全確保を図るため、地域住民による救護体制の充実を図る。

7 関係機関との連携

警察署、消防本部及び医療機関との一貫性ある救出体制を整備する。

(1) 災害時協力協定の締結

建設業者と災害時における救出用資機材の借り上げについて、災害時協力協定を締結する。

8 消防団の救出活動能力向上のための教育指導

多種多様な救出活動に対応するため、消防団に対し救出活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第27節 医療助産体制整備

地震発生時には、家屋倒壊による重症者など多数の傷病者の発生が予想される。

人命に関わることであるから、災害時に迅速かつ適切に医療助産を行える体制を平常時から整備しておく必要がある。

1 救護班の整備

被災者に対する医療及び助産は、救護班を編成して行うことになる。救護班の編成を円滑に行うため、平常時から救護班の編成方法等について検討しておくものとする。

ア 入院施設収容患者治療班

イ 救急外来患者治療班

ウ 臨時診療所等への巡回治療班

2 救護所の整備

被災者に対する医療及び助産は、救護所を開設し、あるいは巡回により行うことになっている。救護所の開設を円滑に行うため、平常時から救護所の整備、設置方法等について検討しておくものとする。

救護所は、規模の大きい避難所等に設置する。

また、自動体外式除細動器（AED）の大規模避難所への備付けについても計画的に進めていく。

3 後方医療搬送体制の整備

医療救護所では対応困難な重症者などについては、後方医療施設へ搬送し治療を行うことになる。後方医療施設をどこにするかなどをあらかじめ検討しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討しておく。後方医療施設への搬送については、ヘリコプターを利用することが考えられるので、ヘリポートの整備を図るものとする。

4 医療品等の確保

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は各病院に備蓄する。また、不足した場合は、業者から調達することになるが、その活動を円滑に行うために協定を締結する。

(1) 計画目標

医療救護班による初動救護活動に必要な医薬品について、医師会との連携を図りながら備蓄配備を行う。

医薬品の調達手段を講じておく。

被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬を、あらかじめ避難場所に設置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄をするよう普及啓蒙に努める。

(2) 事業計画

医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携

ア 医師会及び薬剤師会との連携

救急薬品等について、調整を図り、医療分野の進歩等に対応していくことが必要である。

イ 歯科医師会、柔道整復師会等との協力協定の締結を推進し、それぞれの専門的技術の提を依頼する。

医薬品の備蓄、調達

ア 災害対策用救急箱の配備場所の検討

避難場所等、配備場所の増設を検討する。

イ 医薬品の調達

医薬品の調達のため、近隣市町の医薬品卸業協同組合等との協力協定の締結を検討する。

医薬品の搬送手段と人員の確保

ア 自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

イ 集積所、避難場所等における医薬品等の仕分け、管理、服薬指導等にあたる人員を薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ組織化等を図る。

医薬品等卸売業者一覧表（資料5 - 9）

5 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日赤、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築する。また、医師会は、災害発生時における医師会医療救護班の出動要請に対応できるよう、各地区各医師に対する緊急連絡網を調整するなど、迅速確実な通信体制を確立する。

第28節 防疫、保健衛生体制整備

大規模な地震の発生時には、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想され、また食中毒の発生も考えられる。

防疫活動については、県の指示、命令、指導に基づき市が行い、食品衛生監視活動は県（新川厚生センター）が行うことになっているが、災害時の防疫、保健衛生活動を円滑に進めるためには、平常時から防疫、保健衛生体制を整備しておく必要がある。

1 防疫班等の整備

災害の際の防疫活動は、被災状況に応じて、防疫班等を編成してこれを行うことになるが、この編成を円滑に行うため、平常時から防疫班等の編成方法等について検討しておくものとする。

2 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、消毒散布用器材、運搬器具などについて、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保（備蓄）に努める。

防疫用備品（資料9 - 2）

3 食品衛生監視体制の整備

食品衛生監視活動は、県（新川厚生センター）が行うことになるため、災害時の活動について、あらかじめ協議しておく。

第29節 廃棄物処理体制整備

近年の都市を襲った地震災害の例では、し尿処理対策が大きな問題としてクローズアップされている。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、し尿処理対策とともに、大量に発生したガレキの処理が、新たな問題としてクローズアップされた。

従って、災害時に大量に発生するごみ、し尿及びガレキの処理など廃棄物処理体制についても平常時から整備しておく必要がある。

1 ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理施設の整備

ごみ処理施設の耐震診断を行い、問題があれば補強を行う。

2 し尿処理体制の整備

(1) 災害用仮設トイレの整備

発生時に避難場所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう災害用仮設トイレを備蓄するほか、仮設トイレの借り上げについて、関係業者との協力関係を構築する。

(2) 素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため、今後素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(3) 処理方法の整備

し尿の搬送体制、処理方法等について、平常時から検討しておく。

(4) し尿処理施設等の整備

し尿処理施設、下水道処理施設、下水道管の耐震性を診断し、問題があれば補強に努める。

3 ガレキ処理体制の整備

(1) 仮置場の確保

大量に発生するガレキの処理を行うにあたっては、仮置場が必要となるので、平常時から仮置場として使用できる場所について検討しておく。

(2) 処理方法の検討

ガレキの搬送体制、処理方法等について、平常時から検討しておく。

4 応援協力体制の整備

廃棄物処理の応援を求める機関（建設業者、近隣市町、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定の締結等体制を整えておくものとする。

一般廃棄物の処理施設（資料9-1）

第30節 自主防災組織の整備

災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を促進する。

1 自主防災組織の結成促進

本市の現状における自主防災組織の結成率は、平成19年1月現在97.4%であり、全国平均を上回っている。市、消防本部並びに消防団は、地域住民の自主性を尊重しつつ次の事項を重点的に実施するとともに、その結成を促進し、市内全域での組織率100%を目指す。また、市は自主防災組織の活動のための資機材を積極的に貸与することとし、平成21年度末までに全ての自主防災組織への資機材整備完了を目指すとともに、協議会組織を立ち上げ、自主防災組織間相互の情報の共有化を図っていく。

市内地区別自主防災組織結成率（平成19年1月1日現在）（資料6-1）

市内自主防災組織一覧表（平成19年1月1日現在）（資料6-2）

自主防災組織活動用資機材整備状況（平成19年3月現在）（資料6-3）

- (1) 防災に関する知識や情報の提供
- (2) 地域リーダーの育成
- (3) 地域住民主催の防災講習会実施の促進

2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、平常時と災害時に分け、おおむね次の活動を行う。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災訓練
 - イ 防災資機材の備蓄
 - ウ 危険箇所の点検
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火、除排雪
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護
 - オ 給食給水

3 事業所等の自主防災組織の育成

(1) 事業所等の管理者の責務

事業所等の管理者は、法を遵守するとともに、積極的に防災活動を行うことができるよう装備の充実、要員の資質向上に努める。

(2) 自発的な自主防災組織

市、消防本部並びに関係機関は、自発的な自主防災組織が結成できるよう事業所等の管理者に働きかけるとともに、講習会等を開催して職員の意識高揚を図る。

(3) 協力体制の確立

事業所等の自主防災組織は、消防本部及び地域住民の自主防災組織と応援体制の確立を図り、地域の安全防災のために積極的に協力する。

第31節 ボランティアの受入れ体制整備

災害応急対策を迅速的確に実施するためには、労働者などの雇用、近隣の者の協力等が必要となる。

平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、大災害の発生現場では、ボランティアやNPO団体の活躍が目立ち、大きな存在となっている。

災害時における応急対策を迅速に進めるためには、平常時から労務供給体制について整備しておく必要がある。

1 各種関係団体との協力体制の整備

各種関係団体等と関係課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。

2 防災ボランティア（特殊技能者）の登録

防災活動上、有用な特殊の技能を有した者（例：家屋の応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技士等）で、災害時の協力を得られる者については、防災ボランティアとして登録しておく。

3 ボランティア受入れ体制の整備

(1) ボランティア受入れ窓口の整備

ボランティアの参加申し出の受付窓口は、社会福祉協議会ボランティアセンターが担当し、受付窓口を庁舎外の適切な場所に設置するものとする。

(2) ボランティアの活動内容

ボランティアへ依頼する活動内容については、あらかじめ検討しておくものとする。

例：炊き出し、支援物資の仕分け等

(3) ボランティア宿泊施設の確保

市内及び近隣市町の公共施設等（保養施設等）をボランティアの宿泊施設として確保するものとする。

(4) 事故に対する補償

ボランティア保険への加入を検討するなど、ボランティアの事故に対する補償について検討する。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制計画

1 市の活動組織

災害の発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合に、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、速やかに活動体制を確立するものとする。

なお、宿日直体制を継続し、市役所に24時間、365日必ず1名以上の職員を常駐させ、初動態勢の確保を図ることとする。

(1) 災害警戒本部

災害対策本部が設置される前又は災害対策本部が設置されない場合で、必要があるときは、市長は災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができる。

ア 警戒本部の設置基準

警戒本部は、次の事項に該当する場合に設置する。

- a 大雨及び洪水のいずれかの注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき。
- b 暴風、大雨、洪水、波浪及び高潮のいずれかの警報が発せられたとき。
- c 市内の河川に洪水予報が発せられたとき。
- d 水防警報が発せられたとき。
- e 震度5弱（富山地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。
- f 津波警報が発表されたとき。
- g その他市長が指示したとき。

イ 警戒本部の組織

- a 警戒本部は、下表に掲げる班をもって組織する。
- b 警戒本部に本部長、班長及び班員をおく。
- c 本部長には総務企画部長を、班長には下表に掲げるものを、班員には班長が所属する職員をもって充てる。

ウ 所掌事務

- a 災害情報の収集、伝達に関すること。
- b 災害応急対策の実施に関すること。
- c 関係機関との連絡調整に関すること。
- d その他必要事項

エ 廃止基準

警戒本部は、次の各号に該当する場合に廃止する。

- a 市災害対策本部が設置されたとき。
- b 応急対策等の措置が完了したとき。
- c 災害の発生するおそれなくなったとき。

（警戒本部組織表）

班	班 長	業 務 内 容
総 務 班	総 務 課 長	災害情報の収集、関係機関等との連絡調整

建設班	建設課長	災害情報の収集、災害応急対策
農業水産班	農業水産課長	災害情報の収集、災害応急対策
消防部	消防署長	災害情報の収集、災害応急対策

(2) 災害対策本部

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置することができる。

ア 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の事項に該当する場合で、市長が必要と認めたとき設置する。

- a 暴風、大雨、洪水、波浪及び高潮警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。
- b 震度6弱以上の地震、並びに大規模な火災・爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められるとき。
- c 重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。
- d その他市長が指示したとき。

イ 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の各号に該当する場合に廃止する。

- a 災害対策等の措置がおおむね完了したとき。
- b 災害の発生するおそれなくなったとき。

ウ 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を市役所庁舎正面玄関に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送	総務企画部総務班長
防災会議委員	有線電話	総務企画部総務班長
各出先機関	無線、有線電話	主管課の班長
一般住民	報道機関を通じて公表	総務企画部総務班長
県	県防災行政無線	総務企画部総務班長
報道機関	ファックス	総務企画部総務班長

エ 災害対策本部の組織

- a 災害対策本部は、下図に掲げる部・班をもって組織する。
- b 災害対策本部に本部長、本部員、班長及び班員をおく。
- c 本部長には市長を、副本部長には助役を、本部員には関係部長を、班長に部内の課長から充てる。

黒部市災害対策本部条例（資料11-2）

オ 災害対策本部各部・班の所掌事務

災害対策本部各部・班の所掌事務は、資料に掲げるとおりとする。

なお、災害状況の推移により、各班における応急対策要員が不足するときは、所属部長に具申し、次の順序により行う。

- a 部内で余裕のある班から応援する。
- b 部内においてなお不足するときは、総務企画部総務班に必要とする要員の職種、職員数、作業内容及び場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。
- c 本部職員をもってしてもなお要員が不足するとき、又は特定の職員が不足するときは、総務企画部総務班において災害対策基本法第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又はあっせんに必要な手続きを行う。

黒部市災害対策本部に関する規程（資料11-3）

黒部市災害対策本部運営要領（資料11-4）

カ 災害対策本部員会議

- a 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

災害応急対策の基本方針に関すること。

職員招集配備体制に関すること。

各部班間調整事項について。

自衛隊災害派遣要請に関すること。

現地災害対策本部に関すること。

国、県、関係機関との連絡調整に関すること。

災害救助法適用申請に関すること。（資料13-4）

他市町村への応援要請に関すること。

その他

- b 本部員会議は、必要の都度本部長が招集する。
- c 本部員が不在のときは、代理者がこれを行う。
- d 本部員会議に必要な資料は、本部員がそれぞれの所掌事務について作成する。

キ 災害対策本部室

- a 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括窓口として本部室を設ける。
- b 本部室長は、総務企画部長をもって充てる。
- c 本部室には、総務企画部総務班及び本部長が指示する部班の部班員若干名を配置する。

- d 本部室の所掌事務は、次の事項とする。

各種情報の管理に関すること。

各部班の活動状況の把握に関すること。

防災活動全般の調整に関すること。

本部員会議の運営に関すること。

その他本部長が指示した事項に関すること。

ク 現地災害対策本部

- a 局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合は、必要に応じて本部長の指示により現地災害対策本部を設置する。
- b 現地災害対策本部は、災害現場近くの適当な公共施設に設ける。
- c 現地災害対策本部長は、その都度本部長が各部長から指名する。

d 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

災害情報等の調査収集及び本部への報告に関すること。

応急対策の実施に関すること。

現地における関係機関との連絡調整に関すること。

第2節 職員招集配備計画

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、災害応急対策を強力に推進するため、市長（総務班）は速やかに職員招集配備体制を確立するものとする。

1 配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備 （準備体制）	1 大雨、大雪、洪水、風雨及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想される時。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。
第2非常配備 （警戒体制） [警戒本部 の設置]	1 大雨、大雪、洪水、暴風雨及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想される時。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。
第3非常配備 （非常体制） [災害対策本部 の設置]	1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。

2 配備指令

(1) 市長は、災害応急措置を講じるため、配備基準に基づき、第1、第2及び第3の各非常配備体制を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。

(2) 各部長は、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、市長の了解を得て、独自の配備体制を発令することができる。

3 勤務時間内における配備体制

(1) 各部長は、指令された配備体制により、あらかじめ定められた職員を各班ごとに配置につけ、応急活動を命令する。

(2) 配備についての職員は、上司の命に従ってただちに応急活動を実施する。

4 勤務時間外における配備体制

(1) 市長は、勤務時間外に配備指令を発令したときは、指令した配備体制に基づき、職員を招集する。この招集に際しては、あらかじめ職員から収集した携帯電話電子メールアドレスへの一斉メール送信を基本とする。

ただし、次に掲げる職員は招集対象から除外する。

ア 災害発生時において急病、負傷等で参集が不能となった者

イ その他市長が認める職員

(2) 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策班を編成する。

この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命じることができる。

なお、職員の参集状況と災害の状況を勘案し、順次指令された配備体制に移行する。

(3) 配備体制指令の伝達系統は、各部署で事前に定められた連絡方法による。

(4) 職員は、招集命令を受けたとき、又は招集命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、上司の指示を受ける。

(5) 職員は、登庁途上において、住民等に危害が及ぶ状況を見つけたときは、電話等により上司の指示を受け、最善の措置をとらなければならない。

ただし、指示を受ける暇のないときは、最善の措置をとった後、直ちに上司に対して報告しなければならない。

(6) 職員は、登庁途上において知り得た被害状況について上司に対して報告しなければならない。

(7) 交通の途絶等により登庁不能のときは、上司に連絡をし、その指示を受ける。

第3節 予警報の伝達計画

気象等に関する注意報、警報及び情報は、災害応急対策活動には極めて重要なものであり、その受信、伝達は確実にしなければならない。そのための連絡系統を確立し、迅速、的確に周知徹底を図るものとする。

1 注意報、警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に定める注意報、警報等

注意報、警報等は富山地方気象台がそれぞれ発表する。

気象予報関連資料等（資料13 - 3）

(2) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは、知事が指定する河川等において、洪水等による被害の発生が予想されるとき、国土交通大臣（黒部河川事務所長）又は知事が発表する警報である。

水防警報河川及びその区域等（資料2 - 2）

河川情報の伝達系統（資料4 - 2）

水防法に定める警報等

ア 水防活動は、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

第1段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉通信及び輸送の確保、水防活動の準備等をする必要がある警告
第2段階	出動	水防団又は消防機関が出動する必要がある旨の警告
第3段階	水位	水位の上昇又は下降、耐水時間、最高水位の大きさ及び時刻等水防活動上必要な水位状況の通知
第4段階	解除	水防活動の終了通知

イ 警報を発令する場合の具体的基準は、富山県水防計画によるものとする。

(3) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条により国土交通大臣及び気象庁長官が指定する河川（洪水予報指定河川）において、洪水または高潮のおそれが認められるとき、気象庁長官が発表する予報である。

洪水予報指定河川及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地
黒部川	左岸 黒部市宇奈月温泉字尾ノ沼1地先から海まで 右岸 黒部市宇奈月町字舟見明日音澤字尾瀬場谷 2番の乙地先から海まで	愛本

黒部川洪水予報の発表基準

種類	発表基準
注意報	基準地点の水位（流量）が警戒水位（流量）を超える洪水となることが予想されるとき
警報	基準地点の水位（流量）が危険水位（流量）程度若しくは危険水位（流量）を超える洪水となることが予想されるとき
情報	注意報及び警報の補足説明又は軽微な修正を必要とされるとき

(4) 特別警戒水位到達情報

国土交通大臣は水防法第13条第1項により指定した河川（水位情報周知河川）において、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（特別警戒水位到達情報）を当該河川の水位又は流量を示して通知する。

知事は、水防法第13条第2項により指定した河川（水位情報周知河川）において、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（特別警戒水位到達情報）を当該河川の水位又は流量を示して通知する。

(5) 火災気象通報及び火災警報

市長（消防部）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令するものとする。

火災警報の発令基準は、[第2章第7節第3項]の火災警報の発令に準じる。

(6) 地区鉄道気象通報及び電力気象通報は、富山地方気象台が発表する。

(7) 地震

地震の震央規模等は気象庁で決定する。したがって県内で有感地震を観測したときは、気象庁で決定された情報を発表する。

ただし、通信が途絶し、かつ緊急を要する場合は、富山地方気象台で推定した状況を発表する。

(8) 津波

富山県に関する津波予報は、気象庁(本庁)で発表する。

富山県に関する津波予報区と予報区の沿岸名

津波予報区	予報区の沿岸名
富山県	富山県の沿岸

2 警報等の伝達

(1) 市長(総務班)は、気象業務法(昭和27年法律第193号)に基づく気象予警報及び津波情報を知事から受け災害の発生が予想されるときは、第3章第2節職員招集配備計画に準じ速やかに関係機関に周知徹底するものとする。

(2) 水防警報

市長(建設班)は、消防法(昭和24年法律第165号)に定める水防警報を受けたときは、速やかに関係機関に周知徹底するものとする。

(3) 洪水予報

市長(建設班)は、水防法(昭和24年法律第193号)に定める洪水予報を受けたときは、速やかに関係機関へ周知徹底するものとする。

(4) 特別警戒水位到達情報

市長(建設班)は、水防法(昭和24年法律第193号)に定める特別警戒水位到達情報を受けたときは、速やかに関係機関へ周知徹底するものとする。

(5) 火災気象通報及び火災警報

市長(消防部)は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除したときは、速やかに関係機関に周知徹底するとともに、知事(消防・危機管理課)に報告しなければならない。

3 予警報伝達系統

(1) 気象に関する予警報及び津波情報の伝達系統

ア 勤務時間内の受信、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課(本部設置時は総務班)が受け関係部・局・課及び関係団体等に連絡するとともに庁内放送により全職員に周知するものとする。

イ 勤務時間外の受信、伝達

- a 本部設置前にあっては、当直員が受信し総務課長に連絡し、その指示に従い市長及び助役に連絡する。総務課長は必要に応じ担当課の職員招集を要請する。
- b 総務課長は、配備基準に該当した場合、必要に応じ関係団体へ連絡するものとする。
- c 本部設置時にあっては、総務班が受信し関係部・班に連絡するものとする。

ウ 一般住民への通報

住民に対する通報は、必要に応じ消防団、関係団体へ連絡し周知を図るとともに、

総務課は、広報車等によって通報を行うものとする。消防団においては、各分団に連絡し、各分団は地域住民に周知させるものとする。

特に、津波警報にあっては、サイレン等を活用し、住民の注意を喚起するとともに、消防団、警察署等の協力を得て、混乱の回避と住民の素早い避難を誘導する。

気象警報等の伝達系統（資料４－１）

(2) 水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達系統

黒部市水防計画に準ずる。

河川情報の伝達系統（資料４－２）

第４節 災害情報通信計画

1 通信連絡の方法

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等を利用し、迅速かつ的確に行う。

(1) 有線電話正常時の連絡

ア 通信窓口

災害時の通信の混乱を避けるため、災害用電話（有線電話）を指定し、窓口の統一を図る。

総務課（総務管理係） 0765-54-2112

ただし、災害対策本部が設置されたときは、臨時架設電話を増設する。

イ 収集・伝達する情報の優先順位

順位	情報の種類	収集・伝達手段
第 1	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報 ・人命の安全に関する情報 ・気象警報 ・水防警報 ・洪水予報 ・特別警戒水位到達情報 ・救援のため緊急を要する情報 ・応急対策に必要な指示・命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・県高度情報通信ネットワーク ・県総合防災情報システム ・市防災行政無線 ・消防無線 ・広報車 ・口答伝達 ・サイレン等 ・CATV ・インターネットメール
第 2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険箇所等に関する情報 ・被害状況の収集・報告 ・通信の確保に関する情報 ・交通の確保に関する情報 ・生活基盤を維持するための情報 ・安否情報 ・秩序の維持のため必要な情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・県高度情報通信ネットワーク ・県総合防災情報システム ・市防災行政無線 ・広報車 ・加入電話
第 3	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の災害予防又は復旧に関する情報 ・その他災害に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合防災情報システム ・市防災行政無線 ・加入電話

(2) 有線電話途絶時の連絡

ア 有線電話が途絶したときは、無線電話に切り替えるとともに、各部・班長は口答の連絡に備える措置をとる。

イ 防災行政無線は、総務企画部総務班で統制管理し、災害の規模、状況により市有の無線車又は衛星携帯電話等を配置して通信の確保にあたる。

2 非常通信の利用

災害時において、情報の通信が途絶したときは、非常通信を利用する。

(1) 有線電話

ア 非常・緊急通話

電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急通話の場合は、災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルし、NTT所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。

- ・ 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。
- ・ 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称
- ・ 相手の電話番号及び通話内容

(2) 関係機関の有線通信設備

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、その通信のため特別の必要があるときは、あらかじめ定められた手続きに基づいて、関係機関の所有する通信施設（専用通信施設）を使用し又は利用する。

(3) 非常無線通信

災害の状況により通信施設の使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関係機関の保有する無線設備（アマチュア無線も含む。）を使用する。

ア 発信の手続き

次の事項を明記のうえ無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- b 本文（なるべく200字以内で簡明に）及び末尾に発信人名
- c 用紙の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

イ 通信の内容

人命の救助、緊急物資等の確保、災害応急対策、その他災害に関係した緊急措置を要する内容。

(4) 公共放送

市（総務班）は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、その通信のため特別の必要があるときは、県知事（消防・危機管理課）を通じて放送を依頼する。

ア 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ文書をもって依頼するが、とくに緊急を要する場合は、口答、電信又は電話によって依頼し、後日速やかに文書を提出する。

- a 放送を求める理由

- b 放送の内容
- c 発信者名及び受信の対象者
- d 放送の種類
- イ 放送の依頼先
 - a 日本放送協会富山放送局
 - b 北日本放送株式会社
 - c 富山テレビ放送株式会社
 - d チューリップテレビ株式会社
 - e 新川広域圏事務組合CATV放送センター
 - f 富山エフエム放送株式会社
 - g 新川コミュニティ放送株式会社

放送局等一覧表（資料4-6）

3 通信統制

通信が輻輳するときは、総務企画部総務班が統制し、通信の効果的な運用を図る。

4 通信設備の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るため、経験豊かな無線専従者の配置、修理体制の整備など必要な措置を講ずる。

第5節 災害情報の収集

1 異常現象の情報収集

(1) 発見者の通報先

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、ただちに下記機関に通報するものとする。

通報先機関名	電話番号
市役所 勤務時間内（総務課）	54 - 2112、54 - 2111
勤務時間外（当直）	54 - 2111、54 - 2112
消防本部	54 - 0119
黒部警察署	54 - 0110

(2) 通報の対象

通報する現象とは、次のものとする。

- ア 堤防の水漏れ、地割れ等
- イ 斜面の地割れ、湧水、はらみ等
- ウ 道路の陥没、地割れ等
- エ その他災害が発生するおそれがあると思われる異常な現象

2 気象予警報等の収集

(1) 気象予警報等の収集は、勤務時間内は総務課、勤務時間外は当直員があたる。

(2) 気象予警報等の種類及び発表基準は、[第3節 予警報の伝達計画]に準じる。

3 洪水予報及び水防警報の収集

(1) 洪水予報及び水防警報の収集は、勤務時間内は建設課、勤務時間外は当直員があたる。

(2) 建設課は、洪水予報、水防警報の発令及び解除の受報を行うため、受報簿を作成する。

4 雨量情報等の収集

(1) 雨量情報等の収集は、建設課があたる。

(2) 雨量情報等の種類は、おおむね次のとおりとする。

ア アメダス 1 時間、3 時間、24 時間雨量実況値

イ 洪水 3 時間予想図

ウ 気象レーダー図

エ 台風情報

(3) 雨量情報等の収集系統は、[第 3 節 予警報の伝達計画] に準じる。

5 河川水位の収集

(1) 河川水位の収集は、建設課があたる。

(2) 気象情報等の通報を受けたとき、又は洪水のおそれがあるときは、該当河川に建設課の職員を中心に警戒活動を実施し、河川水位を市役所に報告する。

6 災害危険箇所等に関する情報の収集

(1) 災害危険箇所等に関する情報の収集は、勤務時間内は総務課、勤務時間外は当直員があたる。

(2) 災害危険時には、各担当部課室の職員を中心に警戒活動を実施し、情報を収集する。

(3) 情報の内容

ア 洪水災害

a 現在の水位（流量）

b 警戒水位（流量）到達情報

c 特別警戒水位（流量）到達情報

d 危険水位（流量）到達情報

e 上流の水位（流量）

f 水勢状況

g 堤防の状況等

イ 土砂災害

a 斜面上の亀裂の発見、拡大状況

b 斜面上の湧水の濁りや枯渇状況

c 樹木の根が切れる音や地鳴り

d ため池・水田等の減水状況

e 崩壊の状況等

7 被害状況等に関する情報の収集

(1) 把握すべき事項は、次のとおりとする。

ア 災害の概況

a 災害が発生した日時

b 災害が発生した場所

c 災害種別、概況

イ 被害の概況

ウ 応急対策の状況

エ その他必要事項

(2) 情報の収集にあたっては、次の事項を優先するものとする。

ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況

イ 二次災害の発生の有無及び危険性

ウ 避難の必要性の有無及び避難の状況

(3) 被害項目の調査担当部班は総務企画部総務課とし、災害が広範囲な場合等においては、関係機関の協力を得て実施する。

第6節 情報の分析計画

1 実施体制

洪水、土砂災害等情報の分析については各担当部班が行う。

2 危険性の判断基準

情報の分析担当部班は、事前に応急対策に必要な情報の項目を整理し、危険性の判断基準を定めておく。

3 専任情報分析班の設置

災害の状況に応じ、本部長の指令により専任の情報分析班を設置することができる。

第7節 情報の伝達計画

1 関係機関への伝達等

(1) 実施体制

県への報告は総務企画部総務班、その他の機関への伝達は各担当部班が行う。

(2) 伝達等の内容

ア 気象警報等に関する情報

イ 河川水位に関する情報

ウ 災害危険箇所等に関する情報

エ 被害に関する報告

オ その他必要な情報

(3) 災害発生の報告

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、直ちにその状況を県（県消防・危機管理課）に報告する。

なお、被害報告については、災害が発生した時点で速やかに被害速報（災害の発生場所、災害の種別、人的被害の有無及び程度等の応急対策上緊急性の高い情報）を行い、把握でき次第、具体的・詳細な報告を行う。

(4) 伝達方法

災害情報の伝達系統は、次のとおりとする。

富山県高度情報通信ネットワーク（資料4-4）

富山県総合防災情報システム（資料4-5）

2 住民への伝達

(1) 実施機関

総務企画部総務班が行う。

なお、必要に応じて関係部班の協力を得る。

(2) 広報の内容

住民に対する広報は、次の段階に分けて適時適切に実施する。

なお、状況により適宜変更するものとする。

ア 警戒段階

a 予警報

b 雨量に関する情報

c 河川水位に関する情報

d 災害危険箇所等に関する情報

イ 避難段階

a 避難準備情報の発表

b 避難の勧告・指示

ウ 救援段階

a 上水道の飲用等の留意事項

b 安否情報

c 交通渋滞解消への協力

d 電話混雑解消への協力

e 道路、水道、電気等のライフラインの被害と復旧見込み

f 給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬状況等

(3) 広報の方法

防災行政無線、広報車等を利用して広報活動を行う。

また、情報が確実に行きわたる必要があるときは、現地調査員、消防機関、自主防災組織、地区自治振興会等の協力を得るほか、報道機関に依頼する。

3 報道機関への発表

(1) 実施機関

総務企画部総務班が行う。

なお、必要に応じて関係部班の協力を得る。

(2) 発表資料の内容

発表資料は、総務企画部総務班が作成し、発表する際は、あらかじめ本部長の承認を得る。

(3) 発表資料の内容

災害の種別、発生の日時及び場所、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告又は指示、注意事項等を取りまとめ、報道機関に発表するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 人身の損害、家屋等の被害状況

イ 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況）、公園等被害状況

ウ 火災状況（発生場所、被害状況等）

- エ 交通状況（交通機関、運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路交通状況等）
 - オ 電気、ガス、上・下水道などライフライン状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
 - カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - キ 生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
 - ク 医療救護所の開設状況
 - ケ 避難場所等（避難場所の位置、経路等）
 - コ 人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (4) 発表の方法 原則として、発生時は適宜、その後は午前11時及び午後3時に発表する。

第8節 避難計画

1 避難の勧告及び指示

避難の勧告又は指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施する。また、避難行動には、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階で発令する。

区分	実施責任者	災害の種類	要件	根拠
避難準備情報	市長	災害全般	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	
避難勧告	市長 又は知事	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。 〔知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕	災害対策基本法 第60条
	市長 又は知事	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。 〔知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕	災害対策基本法 第60条

避難 の指 示等	警察官	災害全般	市長が避難のため立退きを指示できないと認めるとき。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
	海上保安官	災害全般	市長が避難のため立退きを指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者	洪水、高潮	洪水又は高潮により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
	知事及びその命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法 第25条
	自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

市長（総務班）は、避難の勧告又は指示を発したときは、ただちにその旨を知事に報告するものとする。また、今後の事態の推移によっては避難勧告等の発令が予測される場合には、あらかじめ避難準備情報を発表するよう努めるとともに、速やかに知事に報告するものとする。なお、市は、避難準備情報、避難の勧告、指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努めるものとし、河川に関する避難基準については、下記に定めるものの他、水防計画で定めるものとする。

2 避難勧告及び指示の実施区分

- (1) 富山地方気象台や防災関係機関より災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 黒部河川事務所及び富山地方気象台から黒部川洪水予報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (3) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ、なだれ、津波等により災害が発生するおそれがあるとき。
- (4) 河川の水位が特別警戒水位に達し、避難を要すると判断されるとき。
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (6) その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。

3 避難準備情報の実施区分

- (1) 富山地方気象台や防災関係機関より災害に関する警報が発表され、今後数時間以内に避難を要する事態が想定されるとき。
- (2) 河川の上流地域で避難勧告又は避難指示が発令されたとき。
- (3) その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。

4 避難勧告、指示の伝達方法等

避難の勧告又は指示の伝達は、消防、警察、放送機関及び地区自治振興会等に連絡するとともに、防災行政無線・サイレン等の危険信号の発信、広報車等により周知徹底するものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 避難先
- (2) 避難経路
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難に際しての留意事項

5 避難方法

- (1) 避難の誘導は、避難経路の要所に市（災害救助班）職員、警察官、消防団員等の誘導員を配置して安全確保に努めるとともに、地域住民の協力を得て行うものとする。
- (2) 避難の順序は、病弱者、高齢者、幼児、障害者を優先的に避難させる。
- (3) 避難に際しては、原則として自家用車は使用しないこととし、地域住民に協力を求めることとする。

6 避難場所

あらかじめ市が指定した避難施設のほか、学校、保育所、公民館、神社、寺院、その他公共施設等とする。また、既存の施設が被害を受けた場合、又は施設収容能力を越える場合は、仮設建物等による収容施設を設置するものとする。また、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

7 避難所開設及び知事への報告等

(1) 知事への報告

市長（総務班）は、避難所を開設したときは、次の事項について速やかに知事に報告する。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 市職員の派遣

避難所を開設したときは、各避難所に市職員を派遣駐在させ、避難所の管理、収容者の保護等責任者を補佐する。また各種記録を備え付け整備する。

- ア 避難所収容者数及び収容者名簿
- イ 避難所用物品受払簿
- ウ 避難者の健康状況簿

8 所用物資の支給

派遣要員は、日本赤十字社、自主防災組織等の協力を得て避難生活に必要な食糧、水、その他物資を支給する。

第9節 食料供給計画

1 実施責任者

市長（災害救助班、給食班）は、災害の発生に伴い、被災者等に対し、食料の供給を行うものとする。

2 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被災で炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け一時縁故地先等に避難する者で、食料を持ち合わせていない者
- (4) 供給機能の麻痺で食料を確保できない者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 実施方法

(1) 責任者

炊出し等食料の供給を行うときは、各現場に責任者として市職員を配置するものとし、責任者は、日赤奉仕団、地域住民、女性団体等に協力を求め円滑に実施するものとする。

(2) 給与の方法

ア 避難所における被災者については、責任者が必要量を把握し給与するものとする。

イ 住宅在住者については、町内会又は防災組織を通じ給与するものとする。

ウ 給与に際しては高齢者、乳幼児、児童、身体障害者を優先的に給与する。

(3) 炊出し

炊出しの施設は、給食センター、保育所又は公民館等公共施設の調理室を利用することを基本とする。

4 食料の調達

災害時に炊出し、その他による食品給与のための調達が必要と認められるときは、取扱業者から調達し、不足する場合は県に要請する。

第 10 節 給水計画

1 実施責任者

市長（水道班）は災害の発生に伴い、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができなくなった被災者等に対し、飲料水の供給を行うものとする。

2 実施方法

(1) 給水は、原則として拠点給水（避難場所、公園等）とし、断水地域が一部の場合は、状況に応じて設定する。

(2) 給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施する。

(3) 一般家庭用水は、原則として各家庭において自ら容器を持参し、給水を受ける。

(4) 給水には原則として一般貨物車に水槽を積載する。また、ポリタンク等による給水も実施する。

給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況（資料 7 - 5）

(5) 現有施設等で給水が困難な場合は、県又は近接水道事業者に対し応援を要請する。

3 水源の確保

(1) 被害を受けていない上水道

(2) 大口自家井戸、受水槽

4 給水施設の応急復旧

- (1) 上水道施設は被害の状況に応じて速やかに復旧を図るものとし、飲料水が汚染している場合は、早急に消毒滅菌のうえ、一般給水に充てる。
- (2) 井戸施設により飲料水を得ている被災地で消毒滅菌が必要な場合は、殺菌剤等を輸送配分するものとする。

第11節 生活必需品その他物資供給計画

1 実施責任者

救助の実施は市長（災害救助班）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が実施することとなるが、知事の職権の一部を委任された場合、又は事態の急迫のため知事による救助の実施を待ついとまがないときは、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

2 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全焼、全壊、流出、埋没、半焼又は床上浸水した場合で、生活上必要な家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことができない者とする。

3 給与及び貸与の品目

- (1) 寝具
- (2) 衣類
- (3) 身の回り品
- (4) 炊事用具
- (5) 食器
- (6) 日用品

4 実施方法

(1) 責任者

物資の給与又は貸与を行うときは、各現場に責任者として市職員を配置するものとし、責任者は、地域の民生委員、地域住民、女性団体等に協力を求め、円滑に実施するものとする。

(2) 給与の方法

責任者は、物資の給与又は貸与に際しては、被害の状況、罹災人員、罹災者の世帯構成人員等を十分調査し、世帯別に配分するものとする。

5 物資の調達

調達は、市内又は近隣市町の業者から調達するものとし、調達不可能な場合は、県へ要請する。

6 物資の輸送

調達した物資は、指定の集積場所に集め、[第19節 輸送計画]に定める方法により避難所などへ輸送する。

第12節 住宅応急対策計画

1 実施責任者

実施は、市長（災害救助班）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は補助機関として実施する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 入居基準

災害により住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

ア 生活保護法による被保護世帯及び要保護世帯

イ 特定資産の無い失業者

ウ 特定資産の無いひとり親世帯等

エ 特定資産の無い高齢病弱者、身体障害者

オ 特定資産の無い勤労者、特定資産のない小企業者

キ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 建設戸数及び規模、着工期間、供与期間

建設戸数は、全壊、全焼及び流出した世帯数の3割以内とし、標準規模は1戸当たり23.1㎡とする。

着工期間は、災害の発生から20日以内を原則とし、速やかに着工する。

供与期間は、2年以内とする。

3 住宅応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者で、かつ、当面の日常生活を営むことのできない者とする。

(2) 修理戸数

修理戸数は、住家が半壊、半焼した戸数の3割以内とする。

(3) 修理の範囲、修理期間

修理は、居室、台所及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

修理期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4 建設業者の確保

建設要員の確保、資材の調達については、建設業協会黒部支部に要請するものとする。

第13節 救助救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に捜索、救出し、保護を図るものとする。

1 実施責任者

災害による救出は市長（消防部）が実施し、災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき、市長が実施する。

2 救助の対象

救助の対象は、災害によって生命又は身体に危険が及んでいるもので、おおむね次のとおりとする。

(1) 火災時に火中に取り残されたような場合

- (2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 流出家屋及び孤立したところに取り残された場合
- (4) 山崩れ、なだれ等の下敷きになった場合
- (5) 船舶が遭難し、救助が必要となった場合
- (6) 電車、自動車等の大事故が発生した場合

3 救助の活動

救助活動は消防部が主体となり、消防団員、市職員、警察官等関係機関により救助部隊を編成、車両、舟艇その他資機材を準備し、それぞれの状況に応じた救助作業を実施する。

4 関係機関等への応援要請

災害が甚大な場合あるいは同時に発生した場合において、消防部において救助が困難なときは、知事に自衛隊の出動を要請するほか、隣接市町の消防機関に対し応援を要請するとともに、県に対してヘリコプターの派遣要請を行うものとする。また、ヘリコプターを有効に活用するため、ヘリポートのほか場外離着陸場の確保、緊急時臨時着陸場所の選定など、受入体制を整備しておく。

5 危険区域の監視

災害が発生し、危険防止上特に危険と認めるときは、消防職員、消防団員及び警察官等により危険区域の監視にあたるものとする。

第14節 医療・助産計画

1 実施責任者

実施は、市長（医務部）が行う。災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。ただし、救助を迅速に行うために必要がある場合で、知事から委任された場合は市長が実施する。

2 医療・助産対象者

医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療及び助産の途を失った者とする。

3 実施方法

(1) 医療救護班の編成

医務部長は、黒部市民病院を中心にして医療救護班を編成させる。

(2) 他の機関による医療救護班

本部長は、医療救護班の編成派遣を下新川郡医師会黒部地区に要請する。

下新川郡医師会黒部地区は、緊急を要すると判断したときは、市の要請を待たずに医療救護班を派遣できる。この場合、派遣後直ちに市に報告するものとする。

なお、災害の規模が大きく、市のみでは対応が困難なときは、県及び県内公的病院に対して協力を要請する。

主要医療機関一覧表（資料 5 - 7）

(3) 現地医療救護所の設置

傷病者が多く発生し、現地での救護活動を実施した方が効果的な場合は、被災地住民の利用しやすい学校、公民館等に現地医療救護所を設置し医療救護活動を実施する。

(4) 医療救護活動の内容

医療救護活動の内容は、原則として次のとおりとする。

- ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ：患者の振り分け業務）
- イ 重傷患者に対する救急蘇生術の施行
- ウ 後方医療施設への転送の要否及び転送順序の決定
- エ 転送可能患者及び避難所等における簡易な患者に対する医療・助産活動
- オ 死亡の確認

転送に際しては後方医療機関が容易に重傷度が判別できるよう簡記若しくはシール状のもの（重傷度にあわせて緑・黄色・赤・黒色で色分けしたトリアージタグ）を装着する。

4 医療器具、医薬品の確保

- (1) 市の医療救護班は、市及び黒部市民病院の現有医療器具、医薬品を使用する。

なお、不足した場合は、市内又は近隣市町の医療器具取扱業者、薬局から調達する。調達が困難なときは、県に対して応援要請する。

- (2) 他の機関の医療救護班は、市及び黒部市民病院が備えている医療器具、医薬品を使用する。

ただし、不足する場合は自己が携帯した医薬品を使用し、この場合の使用資材の費用は、市に請求する。

- 5 輸血用血液が必要な場合には、日本赤十字社富山県支部に確保されている血液製剤等の供給を依頼するほか、市民に献血の協力を要請する。

第15節 防疫計画

1 実施責任者

実施は、市長（環境班、防疫班）が行うものとする。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）又は予防接種法（昭和23年法律第68号）による代執行については、知事が行うものとする。なお、この計画の実施については常に新川厚生センターと緊密な連携のうえ行うものとする。

2 実施事項

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条第2項）
- (3) 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件の消毒（法第29条第2項）
- (4) 生活の用に供される水の供給（法第31条第2項）
- (5) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (6) 臨時の予防接種（予防接種法第6条）

3 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する区域から優先して実施するものとする。

- (1) 下痢、発熱等有症者の多発地区
- (2) 集団避難所
- (3) 滞水区域、その他衛生条件が良好でない区域

4 実施方法

被災地又は避難所の状況に応じて、機材をもって防疫活動を実施するとともに、被災者を指導しながら適切な防疫対策を実施する。

(1) 防疫の実施

防疫は防疫班、環境班で実施する。

(2) 防疫方法

ア 法第27条第2項及び法第29条第2項の消毒については、法の基準に準ずるものとする。

イ 法第28条第2項のねずみ族、昆虫等の駆除については、法の基準に準ずるものとする。

ウ 汚染した溝、水溜等は、ゾール乳剤を散布するものとする。

エ 汚染した水道及び井戸は、次亜塩素酸ナトリウムを点滴する。

オ その他適切な措置を図るものとする。

(3) 感染症の防疫方法

法でいう1類・2類・3類感染症その他発疹チフス、しょう紅熱、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎の患者若しくはその疑いのある者又はその死者の届出を受けたときは、法に基づき速やかに次のことを実施する。

ア 法第27条第2項及び法第29条第2項の定める消毒を施行するほか次のとおり行うものとする。

a 宅地及び家屋の内外を清掃する。

b 家内の採光及び換気を充分にする。

c 畳、敷物等を日光消毒する。

d 汚水停溜の場所及び湿潤場所を埋め、又は排水をよくする。

e その他必要な事項

イ 消毒方法

a 焼却

b 蒸気消毒

c 煮沸消毒

d 薬物消毒

(4) 患者の収容

感染症予防上必要と認めるとき市長は、新川厚生センターと協議し感染症患者を感染症隔離病舎その他適当な場所へ収容隔離し、流行の防止を図るため周辺の消毒を実施する。

(5) 臨時の予防接種

疾病のまん延防止上必要と認めるときは、知事の指定を受け、種類、対象、期間等を定めて予防接種を実施するものとする。

5 被害の状況の把握及び報告

被害の状況を把握したときは、速やかに新川厚生センター所長を經由し、知事に報告書を提出するものとする。

6 防疫用機器及び薬品

(1) 防疫用機器

防疫用機器は市所有防疫機器を使用し、不足する場合は隣接市町及び区域住民等から借り上げるものとする。

防疫用備品（資料 9 - 2）

(2) 防疫用薬品の調達

防疫を実施するため必要とする薬品の調達は、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとし、市長は、調達が不足又は困難なときは知事にあつせん協力を要請する。

第16節 環境衛生計画

1 実施責任者

実施は、市長（環境班）が行う。

2 ごみ処理

(1) 収集の順位

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ。

イ 浸水地域のごみや避難所等のごみ。

(2) 収集方法

ア ごみの収集は、市（環境班）が業務受託者の協力を得て実施するものとする。ごみの量が多量で困難なときは、被災地住民及び消防団等の協力を得て行うものとする。

イ 収集場所は指定するゴミステーションとする。ただし、被害の状況により、これにより難しい場合は、市長の指定する臨時ゴミステーションに搬入する。

(3) 処理

収集したごみは、ごみ処理施設で処理するものとし、災害が大規模で処理が不可能な場合は、状況に応じて埋立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

一般廃棄物の処理施設（資料 9 - 1）

3 し尿処理

(1) 収集の順位

浸水地域等の悪条件の地域や重要性の高い施設のし尿を優先的に収集する。

(2) 収集の方法

ア し尿の収集は、業務受託者によって行う。

イ 収集の順位は、被災地の状況を考慮し、收容施設等緊急を要するものから実施する。

ウ 収集及び処理能力を越す場合には、臨時の措置として便器容積の20～30%の汲み取りを実施し、各戸の使用を可能にするよう配慮する。

(3) 処理

収集したし尿の最終処理は、し尿処理施設で行うこととするが、災害が大規模なため処理能力を超えたとき若しくは処理が困難な場合は、下水道処理施設の使用並びに環境衛生上支障のない範囲で臨時に施設を設置するものとする。

(4) 仮設便所の設置

ア 被災地域の公共的施設に仮設便所を設置し、水洗便所使用者に供与する。

イ 災害の程度が大きく、仮設便所では対応できない場合、野外仮設便所を設置するものとし、設置にあたっては立地条件を考慮し、地下水等を汚染しない場所を選定し早急に設置するものとする。

また、貯溜したし尿の最終処分は、し尿処理施設へ搬送し処理するものとする。

(5) 応援協力要請

市長は、業務受託者が収集困難な状況に至った場合、知事にし尿処理施設及び清掃業者等のあっせん協力を依頼する。

第17節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は市長（災害救助班）が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が実施する。

2 遺体の搜索

(1) 対象者

行方不明の状態にあり、周囲の状況においてすでに死亡していると推定されるものを対象する。

(2) 実施方法

ア 搜索班の編成

黒部警察署、消防職員、消防団員及び地元住民等に応援協力を求め実施するものとする。

イ 搜索用資材器具

搜索に必要な資機材は、必要に応じて関係機関に要請し調達するものとする。

(3) 応援協力要請

市長（総務班）は、災害が大規模で搜索が困難な場合は、知事に搜索協力要請をするものとする。

3 遺体の収容及び処理

(1) 収容対象

災害により死亡した者のうち、次に該当する遺体とする。

ア 身元不明の遺体

イ 遺体引受人のない遺体

ウ 災害により、自力で火葬等ができない遺族から遺体収容の要請があった遺体

(2) 処理

ア 遺体はその死因その他についての医学的検査を行うものとする。

イ 黒部警察署に連絡し検視を受ける。

ウ 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引渡すものとする。身元が不明の場合は、遺体処理票に性別、身長、着衣、所持品、人相等詳細に記録するとともに、現況写真を添付するものとする。

エ 海上における遺体については、第九管区海上保安本部伏木海上保安部とも連携を密にし、収容・処理にあたるものとする。

(3) 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を火葬処理するまで保存する。

(4) 収容施設

遺体の安置場所は寺院等に協力要請するものとする。

4 遺体の埋葬

事故死などの遺体については、警察官から引継を受けた後火葬するものとし、身元不明の遺体は黒部警察署と連絡のもとに実施するものとする。

遺体の火葬所は新川広域圏西部斎場とする。

第18節 障害物の除去計画

1 実施責任者

(1) 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市長（建設班）が行うものとする。

(2) 水防活動を実施するため障害となる工作物の除去は、市長（建設班）又は消防長が行うものとする。

(3) 道路、河川等にある障害物の除去は、道路、河川等の維持管理者が行うものとする。

(4) 崖くずれ、流水等によって住居又はその周辺に運ばれ危険であり緊急を要する場合の障害物は、市長（建設班）が行うものとする。

(5) 鉄道、電気、電話等に係るものは、それぞれの施設所有者又は管理者が主体となって排除するものとする。

2 住宅関係障害物除去

(1) 除去の対象

居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者であって、自らの資力で障害物が除去できない者に限って、日常生活を可能にする程度の除去を行う。

3 その他の実施対象

(1) 住民の生命、財産等の保護のため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合。

(2) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

4 実施方法

(1) 障害物除去の方法

市職員、消防団員等が行い、障害物等の状況により地域住民及び市内建設業者等の協力動員により実施する。

市において処理できないときは、県及び隣接市町に対し応援要請を行う。

(2) 機械器具の調達

市有建設機械を使用するが、不足又は困難なときは状況に応じて市内建設業者等から調達するものとする。

市有建設（除雪）機械一覧表（資料 8 - 3）

土木建設業者及び所有機械一覧表（資料 8 - 4）

(3) 集積場所

障害物の集積場所は、住民の生活に支障のない公有地に一時的に集積する。

第19節 輸送計画

1 実施責任者

災害時における被災者の避難、災害応急対策要員の移送及び災害応急対策用資機材、生活必需品及び救助物資等の輸送は、市長（災害救助班）が行うこととする。

2 輸送の方法

(1) 自動車による輸送

災害時における自動車輸送は、市保有車を可能な限り輸送業務に供するものとする。また、市保有車のみによっては十分な輸送ができないときは、自動車運送業者の車両を借上げ緊急輸送を実施するものとし、必要な場合は、あらかじめ借上契約を締結しておくものとする。

市保有等車両一覧表（資料 8 - 2）

貨物自動車運送事業者一覧表（資料 8 - 5）

福祉タクシー事業者一覧表（資料 8 - 6）

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合、又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道輸送を行うものとする。

(3) 航空機による輸送

交通の途絶により孤立した地域の救援等のために必要な場合は、ヘリコプターによる輸送を実施するものとし、県に対してヘリコプターの派遣要請を行うものとする。

(4) 舟艇による輸送

鉄道、道路等が洪水等により被災し被災地の人員及び救助物資等の輸送に舟艇を必要とする場合は石田フィッシャリーナクラブ又は漁業協同組合に要請し、これを調達するものとし、市長は、調達が困難なときは、県に対して舟艇の派遣要請を行うものとする。

(5) 人力による輸送

車両等による輸送が困難な場合は、人力による輸送を行うものとする。

3 優先輸送の対象者及び物資

(1) 災害応急措置を行う要員

(2) 救出された罹災者

(3) 食糧及び飲料水

(4) 医薬品及び防疫物資

(5) 生活必需品

(6) 災害復旧用資材

4 緊急輸送道路の確保

緊急輸送用の自動車等は、高速道路、国道、県道、市道等の指定する道路を使用するものとし、交通に支障が生じた場合は、市道にあっては直ちに応急措置を行うこととし、その他の道路については、それぞれの管理者に応急措置を行うよう要請するものとする。

緊急通行確保路線及び緊急物資集積場一覧表（資料8-1）

5 緊急車両の確認申請

災害対策基本法に基づき公安委員会が緊急輸送を行う車両の通行禁止又は制限を行った場合には、知事又は公安委員会に対し緊急輸送車両確認申請を提出し、緊急輸送車両の円滑な運用を図るものとする。

緊急通行車両事前届出・確認手続要領（資料8-7）

第20節 文教計画

1 実施責任者

市立小・中学校及び幼稚園における応急教育は市長（教育部）が実施し、県立高等学校における応急教育は設置者が実施するものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき学用品の給与を行うものとする。

2 実施方法

(1) 避難措置

ア 避難の指示は市長（教育部）が行う。ただし、緊急を要する場合は学校長が指示できるものとする。この場合、学校長は直ちに教育長を通じ市長に報告するものとする。

イ 避難誘導は、災害の状況を十分に把握し、避難経路、場所等を選定し安全に行うものとする。

(2) 休校措置

ア 災害が発生し、又は発生が予想されるとき、学校長は教育委員会と協議し休校措置をとることができるものとする。

イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を連絡網を通じ、児童生徒に周知徹底を図るものとする。

ウ 途中休校で帰宅させる場合は注意事項を十分に徹底させ、集団下校等適切な措置をとるものとする。

(3) 被害状況の把握

学校長は災害が発生した場合、直ちに被害状況の把握に努めるとともに、教育委員会に対し報告するものとする。

(4) 教育施設の確保

教育施設が被災したときは、被災の程度に応じ、次により応急教育を実施する。

ア 校舎の一部が被害を受けた場合

a 特別教室、屋内体育施設を利用し、なお不足する場合は二部授業を実施する。

イ 校舎の大部分が被害を受けた場合

a 公共施設、公共的施設、寺社を利用する。

- b 民間施設を借上げる。
- c 応急仮設校舎を建設する。

3 学用品の給与の実施基準

(1) 給与対象者

住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者。

(2) 給与の品目

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 調達の方法

ア 教科書の調達

学年別、使用教科書別の必要数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に従い教科書供給書店に連絡し、供給を受ける。

イ 学用品の調達

学用品は原則として市内業者から調達するものとし、調達が不足する場合は知事にあっせん協力を要請する。

(4) 給与の方法

各学校長を通じ対象者に給与するものとする。

4 給食対策

市長は給食を実施するにあたって食糧の確保に努めるものとし、調達が困難な場合は知事にあっせん協力を依頼する。

5 罹災職員・児童生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員及び児童生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断を新川厚生センターに依頼し実施するものとする。

6 応援要請

教育委員会は、被災による応急教育のため学校相互の調整をしても、なお応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、施設のあっせんを要請するほか、教職員の確保についても依頼するものとする。

7 社会教育施設

公民館その他の社会教育施設は、災害発生時には避難所、災害対策連絡所、応急教育施設等に利用されるので、速やかに応急修理を実施するものとする。

8 文化財

(1) 文化財の所有者又は管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、文化財審議会委員の意見指導を参考として、災害応急対策を講ずるものとする。

(2) 被災文化財については、その被害状況を収集調査し、文化財的価値を維持できるよう文化財保護関係機関の協力を得て対策を講じるものとする。

1 実施責任者

実施は市長（災害救助班）が行う。ただし、社会福祉法人が設置する施設は、各施設の設置者が主体となり、関係機関の協力を得て行うものとする。

2 実施方法

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の福祉施設の応急対策は、福祉六法に定めるところによるほか、次のとおり実施するものとする。

(1) 報告

保育所長又は施設長は、災害発生時には直ちに通所者又は入所者の安全対策を優先し、その確認を行うとともに施設設備の被災状況を調査し、速やかに災害対策本部に報告するものとする。

(2) 避難措置

ア 避難の指示は市長が行う。ただし、緊急を要する場合は保育所長又は施設長が指示し、その旨を直ちに市長に報告するものとする。

イ 避難誘導は、災害の状況を十分に把握し、避難経路、場所などを選定し保護者、地域住民の協力を求め安全に行うものとする。

(3) 連絡及び引継ぎ

ア 保育所長又は施設長は、災害が発生した場合は、保護者等へ通所者又は入所者の状況を連絡するものとする。

イ 通所者又は入所者の保護者への引継ぎは、保護者が直接施設又は避難所へ引取りにきた場合のみ行うものとする。

(4) 代替施設の確保

福祉施設が被災した場合は、被災の程度に応じ、次により応急福祉を実施する。

ア 施設の一部が被害を受けた場合
残余施設を利用する。

イ 施設の大部分が被害を受けた場合
a 公共施設、公共的施設を利用する。
b 民間施設を借上げる。
c 応急施設を建設する。

(5) 保育用品及び給食の確保

ア 被災によって保育用品を喪失又はき損し、保育上支障のある幼児に対しては、保育用品の給与を行うものとする。その場合の実施基準は、[第20節 文教計画]の学用品の給与に準ずるものとする。

イ 調理施設が被災した場合は、速やかに応急復旧するとともに、食糧の調達と給食の確保に努めるものとする。

第22節 防災関係機関への応援要請等

災害が発生した場合において、市長（総務班）は迅速かつ効率的な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、他の市町村、県及び指定地方行政機関等に対し、応援を求め、若しくは職員の派遣又はあっせん等を要請するものとする。

1 市町村、県及び指定地方行政機関等への応援要請

- (1) 各部長は、応急措置を実施するために、他の市町村、県及び指定地方行政機関等への応援要請をする必要が生じたときは、次の事項を明確にして総務企画部長に連絡する。
- ア 災害の状況及び応援を要する理由
 - イ 応援を必要とする機関
 - ウ 応援を希望する人員、物資・資機材等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする場所
 - オ 応援を必要とする活動内容
 - カ その他必要事項
- (2) 総務企画部長は、直ちに本部員会議で協議のうえ、応援要請を行う。
ただし、本部員会議を招請する暇がない場合は、直接本部長が決定する。
- (3) 応援隊の活動についての折衝は、直接関係ある部があたるが、応援隊の数、食料、燃料、宿舎等必要に応じて総務企画部に報告するものとし、終始連絡状況を把握しておく。

2 他の消防機関に対する応援要請

(1) 県内の消防機関に対する応援要請

市長（消防部）は、火災が発生し、他の消防機関に応援を要請する必要が生じたときは、富山県市町村消防相互応援協定に基づき要請する。

ア 応援の種類は、次のとおりとする。

- a 火災防御のための消防隊の派遣
- b 大規模な災害事故における救助隊の派遣
- c その他の災害に際し、防御に必要な人員及び資機材の援助

イ 応援側の市町村長に次の事項を連絡のうえ、応援を要請する。

- a 災害の種別
- b 災害の状況
- c 応援隊種別、隊数及び数量
- d 防御に必要な資機材の種別及び数量
- e その他必要な事項

ウ 応援要請は、関係市町村の消防本部等に消防無線電話又は一般電話により要請する。

エ 協定に規定する第2、第3の応援要請を必要と認めたときは、直ちに知事（県消防・危機管理課）あてに連絡する。

(2) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

大規模な地震、風水害、林野火災等大規模特殊災害時に消防防災ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効と考えられるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき要請する。

ア 対象とする大規模特殊災害は、次のとおりとする。

- a 大規模な地震、風水害等の自然災害
- b 山林地域での大火災、大災害、大事故等
- c 高層建築物の火災
- d 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

- e その他上記に掲げる災害に準ずる災害
- イ 広域航空消防応援種別は、主な任務により次のとおり区分する。
 - a 調査出動（現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動）
 - b 火災出動（消火活動のための出動）
 - c 救助出動（人命救助のための特別な活動を要する場合の出動及びこれに付随する救急搬送活動を含む）
 - d 救急出動（救急搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの）
 - e 救援出動（救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動）
- ウ 消防長は、広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を知事に通報する。
 - なお、次の事項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
 - a 必要とする応援の具体的内容
 - b 応援活動に必要な資機材等
 - c 離発着可能な場所及び給油体制
 - d 災害現場の最高責任者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - e 離発着場における資機材の準備状況
 - f 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - g 気象の状況
 - h ヘリの誘導方法
 - i 要請側の消防本部の連絡先
 - j その他必要な事項
- エ 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、市長と協議して広域航空消防応援を中止する。
- オ 消防長は、応援航空隊に関する事故を覚知したときは、知事に速やかに連絡する。
- カ 応援要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付する。

(3) 職員の派遣要請等

市長（総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって他の市町村、県及び災害対策基本法第29条の規定により指定地方行政機関に対し、職員の派遣要請を行う。

- ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣についての必要な事項
- (4) 担当業務は、おおむね次のとおりとする。

- ア 火災防御活動
- イ 水防工法

- ウ 人命救助
- エ 負傷者の搬送
- オ 遺体の捜索、収容
- カ 給食、給水
- キ 防疫
- ク その他緊急を要する業務

(5) 受入れ体制

- ア 派遣要請が決定された場合は、受入れ体制を整備するものとする。
- イ 指揮命令は、市長が行うものとする。

(6) 派遣職員の接遇及び経費負担

派遣職員の接遇及び経費負担については、災害対策基本法第32条及び第92条に定めるところによる。

3 災害相互応援（資料10 - 1）

市長は、知事又は他の市町村長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り、要請に応じるものとする。

なお、災害時相互応援協定締結市に対する職員の派遣及び応援要請は、それぞれの協定書の規定に基づき行う。

- ・ 災害時相互応援協定（福井県大野市 平成11年10月12日）（資料10 - 2）
- ・ 災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定（北海道根室市 平成11年11月18日）（資料10 - 3）
- ・ 災害等の相互応援給水に関する覚書（魚津市 平成9年4月1日）（資料10 - 4）

4 防災関係民間団体等に対する応援要請

市長（総務班）は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するため必要と認めるときは、市の区域における民間団体等の協力を得るものとする。

なお、黒部市内郵便局及び北陸コカ・コーラボトリング株式会社との災害対策対応に関する協力要請等は、協定書の規定に基づき行う。

- ・ 災害時における黒部市と郵便局間の協力に関する協定書（平成11年2月24日）（資料10 - 5）
- ・ 災害時相互応援協定（北陸コカ・コーラボトリング株式会社 平成18年9月1日）（資料10 - 6）

(1) 民間団体等の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる活動は、おおむね次の事項である。

- ア 異常気象、危険箇所等を発見したときの通報
- イ 避難誘導等住民に対する救助活動
- ウ 炊出し、救助物資の配分等
- エ 被害状況の調査
- オ 公共施設の応急復旧作業
- カ 応急仮設住宅の建設

- キ 建設資機材の調達
- ク 生活必需品の調達
- ケ その他災害応急対策活動への協力

(2) 民間団体等への協力要請の手続き

災害時に民間団体等からの協力を必要とするときは、次の事項を明らかにしてその責任者に対し要請する。

- ア 協力を希望する地域及び期間
- イ 活動の内容
- ウ 協力を希望する人数、車両等
- エ 調達を要する資機材等
- オ その他必要な事項

(3) 民間団体等の活動の調整方法

民間団体等の協力を得て応急対策等を進める場合、協力要請は総務企画部総務班及び協力業務担当部班が協力してあたり、活動の調整を行う。

なお、協力業務担当部班は、現地に派遣した職員等にその活動状況を常に把握させ、災害対策本部との連絡にあたらせる。

第23節 農林災害応急復旧計画

災害による農林畜産物被害が発生したときは、応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

1 実施責任者

実施は市長（農業水産班、農林整備班）が行う。

2 農作物

(1) 水稻種苗の確保

ア 強風等によって育苗ハウスが倒壊したとき、あるいは異常低温によって生育障害が発生したときは、種子及び改植用苗の確保に努める。

イ 病虫害の防除

被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県の具体的な防除についての指示により、農薬、防除器具を確保し、あっせんするものとする。また、被害地域の拡大により、集団的に一斉に病虫害防除を実施する必要があるときには、関係機関の協力を得て農薬の散布による一斉防除を実施する。

ウ 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等によって倒伏又は、浸冠水の被害を受けたときは、ほ場内の早期排水対策等栽培技術の指導に努めるものとする。

(2) 家畜

ア 感染症疾病対策

a 感染症による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、出荷停止、へい獣の埋却及び畜舎内外の消毒の徹底に努めるものとする。

b 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ・害虫等の防除徹底の指導に努めるものとする。

イ 家畜の避難

浸水の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、あらかじめ飼育者において決めておくものとする。

ウ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、関係機関及び飼料業者に対して必要数量の確保及び供給についてあっせんを行うものとする。

(3) 林産物

災害によって倒木、雪害木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防止のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布等の徹底に努めるものとする。

(4) 農業施設

ハウス、畜舎、作業場及び育苗・乾燥調製施設等の災害防止のため、気象情報等の収集、伝達に努め、災害が発生し、又は発生が予想されるときは、早期防止対策の徹底を図るものとする。

(5) 農業用排水路

市町村等は、災害時には農業用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼するものとする。

3 協力要請

市長は、種子及び改植用苗、防除用薬剤又は飼料等の確保が困難な場合は、知事にあっせんに要請するものとする。

第24節 公安警備計画

1 目的

市の区域内の災害発生時に災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るものとする。

2 実施機関

災害現場における犯罪の予防及び取締は、黒部警察署が黒部市防犯協会等と協力して実施するものとする。

3 実施内容

富山県地域防災計画の災害警備対策を準用する。

第25節 水防計画

1 水防組織

黒部市内における水防のため、「黒部市水防本部」を設置し、この本部長には水防管理者である黒部市長を充て、本部事務所を市役所内に置く。

なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

(1) 所掌事務

- ア 水防情報の収集及び伝達に関すること
- イ 水防活動に関すること
- ウ 水防関係機関等との連絡調整に関すること

(2) 水防本部の組織及び各班の分掌事務 (資料11-5)

2 河川等の巡視

重要水防区域及び危険と認められる箇所には、水防業務の分担に基づき巡視員を配置するものとする。巡視員は随時区域内を巡視し水防上危険と認められた箇所があるときは、水防本部に連絡して必要な措置を求めなければならない。

3 非常配備

(1) 洪水のおそれがあるときは、水防活動が迅速かつ協力を推進するため、平常勤務体制から次の非常配備体制に切り替える。

非常配備基準表

種別	配備の内容	基準
第一配備	少数の人員によりこれに当たり情報の収集及び連絡等の業務を主として事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢を整えておくものとする。	県下に大雨、洪水及び高潮注意報の一以上が発令された場合で今後の気象情報と水位及び流量情報に警戒を必要とするが、予想される事態の発生までかなり時間的に余裕のあるときに水防本部長が指令したとき。
第二配備	所属職員の半数をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連絡し万全の水防態勢を整えるものとする。	県下に大雨、暴風雨、高潮及び洪水警報の一以上が発令され、また水防事態の発生が予想され水位及び流量が通報水位又は通報流量に達し、今後増水等のおそれがあるとき水防活動の開始が考えられるときに水防本部長が指令したとき。
第三配備	所属人員全員をもってこれにあたり完全な水防態勢をとるものとする。	事態が切迫して水防活動の必要が予想されるときあるいは事態の規模が大きくなって第二配備では対処しかねると考えられるときに水防本部長が指令したとき。

(2) 非常配備体制の解除は、水防活動の必要がなくなったときに水防本部長が指令する。

4 出動

(1) 市長(消防班)は、次の場合に消防機関に対し出動を準備させるものとする。

- ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
- イ 水防警報(準備)が発令されたとき。
- ウ 水防配備指令が発令されたとき。

(2) 市長（消防班）は、次の場合に直ちに消防機関に対し出動させ、警戒配置につかなければならない。

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- イ 水防警報（出動）が発せられたとき。

5 資機材の調達

資機材については、原則として水防倉庫の資機材をもって充てるが、不足するときは現地調達又は国若しくは県に調達を依頼する。

6 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちにその旨を国土交通省黒部河川事務所及び新川土木センター入善土木事務所等関係機関へ通報するものとする。

7 避難

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難勧告及び避難のための立ち退きを指示できるものとする。

8 水防報告

市長（第一指導班）は、水防活動が終結したときは遅滞なく国土交通省黒部河川事務所及び新川土木センター入善土木事務所に対しその旨通報するものとする。

第26節 除雪計画

積雪により交通に支障を生じないように除雪を実施し、防災関係機関の災害応急対策の円滑な遂行と、住民生活及び社会経済活動を確保するものとする。

1 道路除雪

(1) 実施期間

市は、当該年度道路除雪計画に基づき、対策本部、実施部の期間を11月15日から翌年3月31日までとする。

(2) 除雪体制

ア 除雪組織

道路除雪対策本部を設置するものとし、本部長には市長、実施部長には都市建設部長があたる。（組織図は黒部市道路除雪計画に記載。）

道路除雪対策本部は、黒部市災害対策本部が設置された場合は、黒部市災害対策本部に関する規程第9条の定めにより、災害対策本部に統括される。

イ 配備体制

本部長が除雪の必要を認めたとき、除雪活動を実施するものとする。

除雪による配備体制の段階区分

	対象降雪量	配備内容
第1配備	10～30cm 対象降雪量又は通報見込量	除雪機械及び人員を必要数配備。
第2配備	30～50m 対象降雪量又は通報見込量	第1配備を上まわる除雪機械及び人員を必要数配備。

第3配備	50～90m 対象降雪量又は通報見込量	第2配備を上回る除雪機械及び 人員を必要数配備。
豪雪配備	第1種区分道路を最優先に実施し、可能な範囲で全ての除雪機械 及び人員を配備。	

ウ 除雪区分

除雪計画路線の区分は次表のとおりとする。

なお、作業順序は、第1種路線から第2種、第3種路線に移行することを原則とする。

区分	日交通量のお およその標準	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日 以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には積雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1000 台/日未満	2車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500台/日 未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。

エ 実施計画

実施部長は、毎年道路除雪計画を策定し、本部長の承認を受けなければならない。

オ 除雪機械の整備

除雪機械は車体及び除雪用付属品等の点検整備を行い、常に出動できる体制を整えておくものとする。

カ 除雪作業

実施部長は本部長の承認を受け、市所有除雪機械と民間除雪機械で道路除雪作業を実施するものとする。

キ 関係機関の協力体制

警察署

道路除雪計画について協議するほか、路上放置物件の取締り、交通整理、情報の収集等を行うものとする。

消防団

冬期間の火災予防広報及び除排雪への協力に努めるものとする。

交通安全協会

道路交通の安全を確保するため、警察署等関係機関と連絡のうえ、路上放置物件の取締り、交通整理等に協力するとともに、路上に駐車しないよう周知を図るものとする。

ク その他

その他必要な事項は、黒部市道路除雪計画によるものとする。

2 地域ぐるみ除排雪

豪雪は社会機能を麻痺させ、日常生活及び防災諸活動を阻害する。又、要援護世帯では家屋倒壊のおそれがある。このため、市民は富山県総合雪対策条例に基づき、組織的除排雪を推進し、防災を図るものとする。

(1) 効率的な除雪の推進

ア 一斉排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、経路等について降積雪状況及び地域の実情に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ 排雪場所、除排雪機械等の確保のため、地域における関係機関、建設業者に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

ウ 一斉除排雪を地域住民の総員で実施するためにも、企業が勤労者の休暇を認めるよう理解を求める。

(2) 行政と住民組織との作業連携

豪雪時においては、行政と住民との作業連携、情報連絡を密にし、除排雪の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策の推進を図るものとする。

3 行政と住民組織との作業連携

学校、保育所、社会教育施設等公共建物及び公用建物に対し、日常の維持管理安全点検を強化するとともに、適時適切に除排雪を励行し被害の防止を図るものとする。

第27節 消防計画

この計画は、大規模な災害等の事故又は風水害、地震その他特殊災害、自然現象による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、その警戒、鎮圧並びに被害の拡大防止に努め、市民の身体及び財産の保護を図ろうとするものである。

1 災害時の部隊編成及び事務分掌

災害時における部隊の編成及び事務分掌は、次の計画によって組織し、火災、水災、地震その他に準じる。

2 消防職員及び消防団活動計画

(1) 活動体制

大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は非番消防職員及び消防団員を招集し、防御活動及び出動体制をとるものとする。

(2) 参集及び部隊編成

消防職員及び消防団員の招集は、原則として無線・携帯電話電子メール・電話等で連絡のうえ招集するが、通信手段が途絶した場合又は招集するいとまのない場合で災害の

発生と覚知したときは、自動的に招集が発令されたものとみなし、それぞれ参集のうえ部隊を編成するものとする。

(3) 通信の優先順位

ア 通信事項別優先順位の取扱

優先順位	通信事項	通信内容
1	火災通信 救助通信 水防通信	火災、怪煙、偵察等に関する通信 人命救助等救援業務に関する通信 水防活動に関する通信
2	指 令	出動命令、応援命令、応援要請
3	業務通信	警報、予防宣伝、一般業務に関する通信
4	試験通信	機器の調整、試験のための通信

イ 災害通信中の優先順位

優先順位	通信事項	通信内容
1	警 報	出火報（2次火災、飛火火災を含む）
2	通 報	現場速報、その他一般通報

3 情報伝達計画

災害関係の気象情報、予・警報、情報の収集伝達、予防広報などは、関係機関及び一般市民へ徹底するものとする。

(1) 情報の受理及び伝達

ア 富山地方気象台からの気象通報又は外部より受信した災害関係の情報は、市が受理し、消防署へ伝達する。

イ 部内伝達は、警報などの発令、変更の都度、庁内放送等により行うものとする。

(2) 一般市民への広報

ア ラジオ放送によるもの（優先放送を含む）

イ サイレン及び警鐘の吹打鳴によるもの

ウ 広報車等の巡行広報によるもの

4 防御計画

(1) 異常気象時における消防対策

強風時又は異常乾燥時において火災警報等が発令された場合で火災予防上危険があると認めるとき、若しくは火災が発生したとき、又は大火に発展しやすい気象時には、広報車等により市民の警戒心の喚起に努めるとともに、警戒体制を強化し、特別警戒体制を確立して万全を期する。

(2) 特殊建物等の消防対策

火災が発生し、かつ人命損傷の危険が予想されるときは、大規模な木造建築物並びに中高層建築物等に対して別に定める警防計画に従い、火災防御、人命救助を実施し、防御活動の万全を期する。

(3) 危険物等の火災防御対策

ア 危険物等の火災防御に際しては、種類、状況などを速やかに把握し、その性状に対

応じた防御活動を実施して早期に鎮圧を図る。

イ 消火方法の決定については、発火危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

ウ 消火薬剤を緊急調達するときは、消防長の特命により隣接都市又は消火薬剤業者等へ要請を行うほか、消火薬剤の調達輸送にあたっては、走行経路を明らかにし、緊急車による誘導その他警察機関に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(4) 爆発火災防御対策

ア 爆発により発生した火災又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助、救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の軽減を図る。

イ 爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

(5) ガス施設防御対策

ア 高圧ガス、液化石油ガス等の製造所、貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置を取らせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止策を図る。

イ 液化石油ガス等の漏洩災害に対しては、ガス検知器を有効に活用して危険範囲を探知し、速やかに警戒区域を設定して火気使用禁止、立入禁止等の警戒措置をとる。

(6) 地震時の防御対策

ア 一般的活動及び初動体制

地震により、管内地域内に緊急を要する事態が発生したときは、直ちに次の措置を講じる。

- a 被害状況の収集把握
- b 消防隊の編成及び実施体制の確立
- c 庁舎などの応急措置

イ 消防活動の実施

a 市街地の同時多発火災防御活動

地震により、市街地において同時多発火災が発生し、又は発生することが予想されるときは、次によって行動するものとする。

地震直後、高所見張りその他適当な方法により早期発見に努める。

消防隊は、消防長の特別出動命令により出動するが、通信等の途絶その他緊急やむを得ない場合は、消防隊の指揮者自らの判断により行動する。

出動消防隊の指揮者は、常に指揮本部及び他の消防隊と相互に連絡して火災の鎮圧に努め、消防隊のみでは、消火活動が困難であると判断した場合は、他隊の出動を要請する。

消防長は、消防隊で消火が困難と判断した場合は、市長に対して自衛隊の派遣を要請するものとし、市長は速やかに知事に対して自衛隊の要請を行うものとする。

消防長は、出動した消防隊からの応援要請があった場合及び火災発生状況から判断して緊急応援を必要とする地区に対し、他の消防隊の適切な運用により応援

消防隊の出動を指令する。

b 大火防御の措置及び活動

消防長は、同時多発火災により最悪の事態に至ったときは、自衛隊の協力を得て、空き地及び広幅道路その他耐火建造物などの利用により防御線を設定し、延焼を防止する。

5 救急救助計画

災害の規模に対して効果的な救急、救助活動を行うため、救急、救助隊等の編成並びに部隊運用計画、傷病者搬送計画等主として局地的災害に対処する救急、救助計画を立てる。

6 緊急避難計画

災害時における避難勧告は、市長が発令するが、消防機関は、常に第一線で防災活動に従事する関係から危険の実態を把握できる立場にあるので、的確な緊急避難の指示を行う。

(1) 勧告、指示の基準

ア 火災が拡大するおそれがあるとき。

イ 爆発のおそれがあるとき。

ウ その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告又は立退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を市長及び黒部警察署長に通報する。

第28節 自衛隊の災害派遣要請

市長（総務班）は、甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、県知事を通じ自衛隊の派遣要請を行うものとする。

1 派遣要請事項

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索救助
- (3) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (4) 救助活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
- (5) 主要道路の応急復旧
- (6) 被災者に対する炊飯及び給水支援
- (7) 林野火災に対する防火帯設置のための雑木等の伐採及び空中消化用ヘリコプター支援
- (8) その他必要と認める事項

2 派遣要請書の記載事項

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機、資機材の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

3 受入れ体制

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所、その他受入れのため必要な措置及び準備をする。

イ 連絡職員

派遣部隊との連絡員を指名し、連絡業務にあたる。

ウ 作業計画の作成

応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

エ ヘリコプター受入れ時の留意事項

ヘリコプターによる災害派遣を行った場合、ヘリポートの基準に基づいたヘリポートを選定しておくとともに、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、応援作業計画について派遣部隊の責任者と協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ 必要に応じ、作業進捗状況等を知事に報告するとともに、常に県と連携を密にする。

4 経費の負担

(1) 市が負担する経費

応急対策、復旧等に必要な資機材の借用、代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料、損料、入浴料、光熱水費、電話等通信費、消耗品費、補償費、日本道路公団の管理する有料道路以外の有料道路の通行料等防災活動に要する費用とする。

(2) 自衛隊が負担する経費

派遣部隊等の給食、装備資機材、被服の整備消耗・更新、燃料及び被災地への往復に要する費用（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く。）とする。

第29節 労務供給計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、特定作業あるいは労力に不足が生じた場合の労働者の雇用及び民間奉仕団への協力要請等により人員を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 実施者

人員の確保は市長（総務班）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として市長が行う。

2 実施基準

(1) 人員の確保

ア 被災者を避難させるための人員

イ 医療、助産のための移送人員

ウ 被災者の救出のための人員

エ 飲料水の供給のための人員

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分のための人員

カ 遺体の搜索のための人員

キ 遺体の処理のための人員

ク その他

(2) 費用及び期間等

人員の確保に関する費用の算出及び雇用期間は、災害救助法を準用する。

3 実施方法

(1) 労働者の雇用

ア 応急対策に必要な人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要であるときは、その人員を雇用するものとし、その要請は、公共職業安定所及び建設業協会黒部支部等に対して行うものとする。

イ 市長は、人員が不足又は雇用が困難なときは、知事に次の要請事項を示して、あつせんを要請する。

a 応援を必要とする理由

b 従事内容

c 作業内容

d 人員

e 従事時間

f 集合場所

g その他参考事項

ウ 民間団体の活動が決定したときは、災害対策本部長は市職員を派遣し活動に対する指導、誘導、活動状況の把握等、作業の円滑を図る処置を行う。

4 民間奉仕団体への協力要請

災害応急対策を円滑に実施するための用員が不足し、市長（総務班）がその必要を認めるときは、民間奉仕団体への活動要請を行うものとする。

(1) 対象団体

ア 日本赤十字奉仕団

イ 地区自治振興会

ウ その他

(2) 奉仕団体の活動内容

ア 避難所における収容された被災者のケア

イ 被災者、応急対策作業員のための炊出しの奉仕

ウ 救援物資の整理、輸送及び配分の奉仕

エ 被災者への飲料水の供給の奉仕

オ 清掃及び防疫等の作業協力の奉仕

カ 地域内の被害状況調査の奉仕

キ その他災害応急措置の協力の奉仕

第30節 災害時要援護者応急対策計画

災害時要援護者を災害から守るためには、なによりもその身近にいる地域住民やボランティア組織の協力が必要である。地区自治振興会、町内会等の自主防災組織による支援体制の

整備を進め、災害発生時における円滑な避難誘導等を行うものとする。また、市においても総務班及び災害救助班が中心となり、全庁的な災害時要援護者の支援体制を整備するものとする。

1 情報の伝達

災害時要援護者への情報の伝達は、同報系防災行政無線や、広報車、テレビ、ラジオ等による伝達のほか、地区自治振興会、町内会又は地域振興会の近隣住民から伝達するものとする。外国人についても同様の伝達方法とする。

このほか、市長（災害救助班）は、あらかじめ浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設を把握、特定しておくとともに、災害の発生のおそれがある際には、同報系防災行政無線の戸別受信機が設置されていない施設に対し、電話等による情報伝達に努めるものとする。

また、豪雨時には雨風の音で、同報系の屋外拡声子局からの音声が届き取りにくくなる場合もあることから、地域住民は、必要に応じ消防署のテレホン案内（54-1999）を活用するなど、積極的な情報確保に努めるものとする。

災害時要援護者入所・入居施設一覧表（資料5-8）

2 避難

大災害が発生した場合、地域住民は共同して災害時要援護者の避難誘導にあたるものとする。特に豪雨の中では危険を伴うことも多いことから、市は、平成16年7月に発生した新潟福島豪雨等の教訓を踏まえ、早めの避難準備情報の発表等に配慮することとする。

ただし、災害時要援護者は取り残されることも大いに考えられることから、消防機関は、地域住民や自主防災組織、福祉部局等と連携して、あらかじめ災害時要援護者についての情報把握に努めるとともに、避難に遅れた者の発見、救護に努めるものとする。

3 避難生活

(1) 避難施設への移送

高齢者や身体不自由者には、できるだけ早く屋内避難所を開設し、移送するものとする。

(2) 避難施設での生活

災害時要援護者の避難生活は、肉体的にも精神的にも困難が多いため、日常生活のケアとともに、精神面でのケア（メンタルヘルスケア）を行うため、災害時要援護者の支援団体並びにボランティア組織の協力を要請するものとする。

(3) 長期避難対策

避難生活が長期にわたるような場合、災害時要援護者には精神的、肉体的に大きな負担がかかる。避難生活が長期化する場合は、他の市町村の施設に災害時要援護者を受け入れしてもらうよう要請するものとする。

第31節 下水道施設応急対策計画

下水道管渠については、大規模な地震により地盤の変動、不等沈下、亀裂等により損傷を生じることが予想されるので、汚水の排水に支障のないよう応急措置による機能回復を図って排水の万全を期することとする。

1 応急対策の実施

- (1) 資材、工器具、移動式ポンプ等資機材の必要量の保有に努めるとともに、災害の規模、程度により必要な場合は、県・他の地方公共団体、建設業者等に対して、ポンプの借用、人員の応援を求めるとともに、必要資機材の緊急調達を行うものとする。
- (2) 下水道管渠、圧送管等の損傷により出水のおそれのある場合は、土のう等により施設設備への浸水を食い止めるものとする。

2 防疫対策

下水道管渠の損傷により環境衛生の低下のおそれがある場合は、[第15節 防疫計画]を準用する。

3 応援協力要請

市長（総務班）は、被害が甚大で市のみでは対応が困難なときは、県及び近隣市町に応援要請を行うものとする。

第32節 大規模地震対策計画

この計画は、大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大防止に努め、市民の身体及び財産の保護を図ろうとするものである。

1 大地震発生時（震度6弱以上の地震）の行動

(1) 市民の役割

災害発生直後には、市の応急活動体制を確立するには若干時間を必要とするため、地域住民は、協力して負傷者の救援並びに災害時要援護者の避難誘導にあたるものとする。また、大震災の発生に備え、市民は3日分程度の食料及び飲料水等を常に確保しておくように努めるものとする。なお、大地震発生直後、市民は次のことに留意し避難行動を行うこととする。

- ア 素早く火の始末を行う。
- イ ラジオ等により正しい情報を収集する。
- ウ 上からの落下物に注意をし戸外にでる。
- エ 避難所へは徒歩で行く。

(2) 市職員の役割及び行動計画

ア 参集基準

震度4以上の地震が発生した場合、次に定める基準に基づき参集するものとする。

大規模地震参集に関する一般基準

参集体制	震度	職員配備体制	参集方法
第1参集体制	4	総務課長 総務管理係長 総務管理係 職員2名体制 必要に応じ 関係各部局へ 連絡	1 勤務時間内 県消防・危機管理課(専用FAX) - 総務課 - 担当職員 2 勤務時間外 県消防・危機管理課(専用FAX) - 宿日直者 - 総務課長 - 担当職員

第2 参集体制 (警戒体制)	5 弱 5 強	本庁各局・課	<p>1 勤務時間内 県消防・危機管理課(専用FAX) - 総務課(庁内放送) - 関係職員</p> <p>2 勤務時間外 職員の参集に遺漏のないよう予め職員の参集順位、連絡方法等について計画しておく。 震度5弱の地震をテレビ・ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁する。 人員については、総務課は全員とし、各課は最低2名以上とする。</p>
第3 参集体制 (非常体制)	6 弱 6 強 7	全職員	<p>1 勤務時間内 県消防・危機管理課(専用FAX) - 総務課(庁内放送) - 関係職員</p> <p>2 勤務時間外 震度6弱以上の強い地震が発生した場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、自主登庁する。 ただし、予め定められた職員は、各地区公民館に向かい、地域の情報把握に努める。</p>

2 情報の収集伝達

(1) 情報の受理及び伝達

- ア 富山地方气象台及び外部から受信した災害関係の情報は、市が受理し消防署に伝達する。
- イ 部内伝達は、庁内放送等により行うものとする。
- ウ 震度6弱以上の大地震が発生した場合、市長は直ちに知事に対して自衛隊の派遣を要請し、空中から被害状況の調査依頼を要請する。
- エ 移動無線機により被災地と災害対策本部間の通信を確保する。

(2) 市民への広報

- ア サイレン及び警鐘の吹打鳴によるもの。
- イ 広報車等によるもの。
- ウ 報道機関に対して、情報及び資料を提供し放送による広報についての要請によるもの。
- エ C A T Vへの文字テロップ放送によるもの。

3 避難計画

(1) 避難勧告・指示

震度6弱以上の大地震が発生した場合、どれだけの余震が起こるか予想がつかないため、市長(総務班)は、速やかに避難勧告・指示を行うものとする。

(2) 避難誘導

市長（総務班）は、避難勧告・指示を行った場合速やかに防災行政無線、広報車等により地域住民に周知を図るものとする。なお、道路の途絶により周知できない場合は、報道機関に対し放送による周知を要請する。

4 救助・救出計画

(1) 市職員、消防職員、消防団員、警察職員並びに自主防災組織等総力を傾け救助・救出を図るものとする。

(2) 自衛隊災害派遣

震度6弱以上の大地震が発生した場合、市長は直ちに知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。また、震度5強以下であっても大災害となると予想される場合においても、自衛隊の要請を行うものとする。

(3) 緊急ヘリポートの確保

緊急救出・救助を行うため、指定された緊急ヘリポートを管内図に明示しておくものとする。

5 消火計画

消火計画については、[第27節 消防計画]を準用するものとする。

6 緊急道路の確保計画

(1) 地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速に行うため、高速道路、国道、並びに被災地・市役所への導入幹線道路の確保を図るものとする。

(2) 交通規制

ア 大地震の発生した直後の措置として、幹線道路では緊急車両以外の車両の通行を制限する。

イ 信号機の故障した主要交差点には、整理誘導のため警察官の配置を黒部警察署に要請する。

7 医療救護対策計画

医療救護対策計画は、[第14節 医療・助産計画]を準用する。

8 給水確保対策

非常用水源として次のものについて平素から維持管理をしておく。

(1) 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源又は最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

(2) 水道用貯溜施設の利用

ポンプ井、配水池の水を給水車等により応急給水する。

(3) 受水槽水の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽水を利用して応急給水する。

(4) 消雪用等井戸水の利用

9 食料供給計画

食料供給計画は、[第9節 食料供給計画]を準用する。

10 生活必需物資の供給計画

家屋の倒壊、破損、焼失による被災者を中心に生活必需物資の援助、供給が強く求められる。

災害により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して物資を供給しようとするものである。

11 浸水対策計画

市長（建設班）は、堤防の亀裂、ため池の損壊、ダム of 緊急放流により浸水のおそれのある場合、又は浸水による水害に対して水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸冠水による被害の拡大防止に努める。

(1) 監視・警戒活動

地震予報が発令されたとき、又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、ため池等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視、警戒を行い、次の状態に注意を払うとともに異常を発見したときは直ちに河川等の管理者に通報しなければならない。

ア 護岸堤防の亀裂

イ 天端の亀裂又は沈下

ウ 橋梁の異常状態

12 公安警備計画

大地震の発生時は、建築物の倒壊、火災の発生、道路の損壊等社会生活上に大きな混乱を生じ、道路交通及び通信連絡の機能が麻痺状態となる。

市長（環境班）は、黒部警察署並びに関係機関と密接な連絡の下に、早期に警備体制を確立し、災害情報の収集に努め、住民、身体及び財産の保護を第一として活動を進める。

(1) 災害活動の重点

ア 被害状況の的確な把握

イ 負傷者の救出救護

ウ 被害者等の避難誘導

エ 交通の確保

オ 被害の拡大防止

カ 犯罪の予防警戒

キ 遺体の検視、行方不明者の搜索

ク 広報

13 応急教育の確保計画

大地震が発生した場合、校舎等の倒壊、破損等によりかなりの混乱が予想される。教育委員会は、平常の学校教育を行うことが困難となった場合は、[第20節 文教計画]に準じ応急教育を行うものとする。

14 防疫計画

大地震により環境が破壊され、また罹災者の病原体に対する抵抗力が低下することにより、感染症の発生のおそれが生じる。

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力等の低下も考えられるので、迅速かつ強力に実施し、感染症多発の未然防止を図ることとする。実施内容については、[第15節 防疫計画]を準用して実施するものとする。

15 環境衛生計画

大地震により家屋の倒壊、火災の発生により大量のごみの発生が予想されるとともに、し尿については便所等の使用が不可能となることにより大きな社会問題となることが予想される。

実施事項については、[第16節 環境衛生計画]を準用して実施するものとするが、大地震災害時の対応計画としては、人命救助を第一に実施し、食糧供給と環境衛生の処理対策を同時並行して実施するものとする。

16 道路交通確保対策計画

大地震により道路の陥没、亀裂、橋梁及びトンネルの破壊、電柱、沿道建築物の倒壊、地下埋設物の破損等により、交通不能な状況になるとともに、避難路となる道路には避難する車両及び避難民が殺到し交通が麻痺状況になることが予想される。

市長（建設班）は、災害対策活動を迅速、かつ、効果的に行うため、重点的に応急復旧する路線として次により災害対策用緊急道路の確保を図ることとし、関係管理者に復旧要請するとともに、各管理者の連携のもとに実施するものとする。

(1) 優先的に復旧する路線

国の基幹道路である高速自動車道路、一般国道、主要地方道等を中心に災害現地及び人口密集地域への重要な基幹輸送道路の交通確保

17 電力供給設備対策

大地震により、電力を供給するための発電設備及び送配電設備に大きな被害を受けることが予想される。

電力の復旧作業の進捗は他の復旧作業及び民心の安定等社会的に大きな影響を及ぼすため、北陸電力（株）は被害状況を早期に、また的確に把握し、要員及び資機材を確保し応急復旧活動を迅速に実施するものとする。

(1) 優先的に復旧する施設

ア 人命にかかわる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部

ウ 民心の安定に寄与する報道機関、被災者収容施設

18 上下水道対策

軟弱地盤に埋設されている管については、地盤の変動、不等沈下、亀裂等により損傷を生じることが予想される。特に、上水道管は、水圧がかかっていることから、折損、破裂、継ぎ手の離脱が生じ給水不能の状態になることが予想される。

災害により断水、下水道の使用不能の状態が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、迅速な復旧活動を実施し再開に努めるものとする。

実施内容については、[第10節 給水計画]及び[第31節 下水道施設応急対策計画]を準用する。

19 海上等における流出油等災害応急対策

(1) 災害情報の収集、伝達等

市は、大地震等により、大量の油及び有害液体物質等の海上への流出のおそれのある事態の発生を知ったときは速やかに海上保安部等関係機関に連絡するものとする。

(2) 流出油及び流出有害液体物質等の防除措置

ア 海上保安部は、大量の油が流出したときは、防除作業が効果的に行われるよう、防除措置者に必要な指導又は防除措置を命じる。

イ 海上保安部は、有害液体物質等が流出したときは、防除措置を講ずべき者に対し、その除去その他汚染防止のための必要な措置を講ずべきことを命じる。

20 土木施設・建築物等による二次災害の防止

大地震が発生した場合、二次災害を防止するため、橋梁、堤防、トンネル等について、その危険性の把握に努め、必要な場合は、その立ち入り、通行等を規制するものとする。建築物については、地震による被害状況を勘案し、県とも協議しながら民間建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。判定を実施すると決定した場合は、県及び応急危険度判定士と連携して活動を行う。その際、必要に応じ県及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定実施本部を設ける。また、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、市民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度を判定する。

21 避難所の運営

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の際には、避難生活の長期化による数々の問題がクローズアップされた。こうした、大規模かつ突発的な災害に対しては、地域住民主体の避難所運営を原則とするが、市は、避難所運営における基本的な考え方、運営の仕組み、情報の収集・提供等のあり方についてあらかじめ避難所運営マニュアルの策定を進めることとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

(1) 精神保健対策

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者の心の健康の保持や治療に努めるため、精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉士・心理判定員等による避難所等の巡回活動を行うものとし、必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。

また、ボランティアや職員等、救護活動従事者に対するメンタルヘルスケアにも、十分に留意する必要がある。

さらに、震災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられることから、被災から数年間は、医療機関、保健センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対する専門的な支援を実施するなど、市民の心の健康の保持や治療に努めるものとする。

(2) 男女双方の視点に配慮した避難所の運営・管理

避難所における更衣室や授乳室の確保等、必要に応じてプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所運営・管理について十分に留意する必要がある。

(3) 健康対策

平成16年に発生した新潟県中越地震では、自家用車での避難生活者を中心としたエコノミークラス症候群（肺動脈塞栓症）や、高齢者の心身機能の低下による死亡等、避難

生活の長期化に伴う避難者の健康問題がクローズアップされた。こうした悲劇を繰り返さないためにも、医師・保健師等による巡回や健康相談を通じ、避難者の健康管理に万全の注意を払う必要がある。

(4) ペット対策

避難所には、多くの住民が避難することから、居住スペースへのペットの持ち込みは、禁止とする。ただし、盲導犬や介助犬については、別途動物アレルギーの避難者がいないことが確認できれば居住スペースへの同伴を認めるものとする。避難者が避難所へのペットの持ち込みを希望する場合には、施設管理者のアドバイスのもと、居住スペースから離れた場所に飼育場所を設置するよう努力するが、大型動物や危険なペットを連れた避難者については、同伴での入所を断らなければならないことも想定される。ペットを飼っている住民が、あらかじめ災害時にペットを預けられるペットホテルや動物病院等を探しておくことが望まれるが、災害時には飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが予想されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、獣医師会をはじめ動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

第33節 市民相談計画

災害により避難、その他通常の生活に支障をきたした市民に対する相談の計画は、次により実施する。相談にあたっては、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡し、積極的に公聴活動を実施するものとする。

1 実施期間

被災市民相談所の設置は、市長が実施する。

2 相談所の開設時期等

被災市民相談所の開設は、災害の規模、状況に応じ開設する。

開設場所は、市役所とし、状況に応じて、避難所等にも設置するものとする。

3 業務の内容

被災市民相談所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災市民の生活相談に関すること。
- (2) 被災市民の応急住宅相談に関すること。
- (3) 衣料、食料の相談に関すること。
- (4) その他、被災に関する相談に関すること。

第4章 災害復旧

第1節 民生安定のための措置

1 基本方針

災害により、地域住民の多数が生命又は身体に危害を受け、又は広範囲にわたり住居、家財等が損壊した場合、あるいはこれら被災者に対する生活必需物資の供給等の災害復旧については、防災関係機関並びに各種団体等が協力して民生安定のために緊急措置を実施するものとする。

2 災害融資の種類

災害により被害を受けた住民の生活を確保して社会秩序の維持、社会活動の早期回復を図る措置を講じる必要がある。そのための資金の融資としては、次のような制度がある。

- (1) 災害援護資金の貸付
- (2) 生業資金の貸付
- (3) 世帯更生資金の貸付
- (4) 災害復興住宅資金(住宅金融公庫資金)
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金
- (6) 農業経営維持安定資金(農林公庫資金)
- (7) 農業経営安定資金(県単資金)
- (8) 主務大臣指定施設資金(農林漁業金融公庫資金)
- (9) 漁船資金(農林漁業金融公庫資金)
- (10) 沿岸漁業経営安定資金(農林漁業金融公庫資金)
- (11) 共同利用施設資金(農林漁業金融公庫資金)
- (12) 漁業基盤整備資金(農林漁業金融公庫資金)
- (13) 農業基盤整備資金(農林漁業金融公庫資金)
- (14) 林業基盤整備資金(農林漁業金融公庫資金)
- (15) 林業経営安定資金(農林漁業金融公庫資金)
- (16) 被災中小企業者再建資金(商工組合中央金庫法)
- (17) 被災中小企業者等に対する災害復旧資金(商工組合中央金庫法)
- (18) 中小企業信用保険法による災害関係保証
- (19) 産業労働者住宅建設資金(産業労働者住宅資金融通法)
- (20) 被災私立学校災害復旧資金
- (21) 被災医療機関等に対する災害復旧資金(社会福祉・医療事業団法)

3 義援金品等の受入、配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金、義援物品の受付、配分について定める。

(1) 義援金、義援物品の受付

市(総務班、災害救助班)は、義援金及び義援物品の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によってはこれらの募集を行う。

(2) 義援金の受付

ア 受付窓口

受付窓口は市役所内に設置する。

イ 義援金の受付

義援金を受付たときは、寄託者に領収書を交付し、受払簿に記載のうえ指定金融機関への一時預託等により、安全かつ確実に保管する。

(3) 義援物品の受付

ア 受付窓口

受付窓口は、市役所、福祉センター、各避難所に設置する。

イ 義援物品の受付

義援物品を受付けたときは、寄託者に領収書を交付し、受付窓口の会議室等で保管する。

ウ 義援物品の管理

義援物品は、受払簿に記載のうえ、総務班に適宜報告することとし、総務班では、報告に基づき集計し、不足、過剰物品等の把握に努めるものとする。

(4) 義援金、義援物品の配分

被害状況、被災地区や被災者の状況等を勘案して配分計画をたて、その一部又は全部を公正に配分する。

また、被災者に対する配分に際しては、地区自治振興会、町内会、自主防災組織、ボランティア等に協力を要請して迅速かつ確実に実施する。

4 生活必需物資の確保

市は災害発生時における生活必需物資の円滑な供給の確保を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 災害時要援護者等への供給の確保

災害発生時に平常時と同様の流通形態をとれば、健常者優位となることから、流通在庫備蓄等を促進し、市が責任をもって配分計画等をたて公正に配分するものとする。

(2) 消費者への啓発及び情報提供

テレビ、ラジオ、広報車等を通じ、消費者に冷静な購買行動を取るよう啓発を行うものとする。

5 税の徴収猶予および減免

被災者に対して税の徴収猶予、減免等の措置を講じ被災者の生活の安定、早期立ち直りに努めるものとする。

(1) 徴収猶予

市長は、住民が災害の発生又は被災で、市税を納付期限まで又は一時に納入できないと認められる場合は、市税条例に基づいて徴収を猶予するものとし、国、県税については、それぞれの機関に徴収の猶予を要請するものとする。

(2) 減免

市長は、被災で生活保護法が適用された者、又は生活が著しく困難となった者で市長が認めたい者に対しては、市税条例に基づいて減免を行い、国、県税についても減免の措置が講ぜられるよう努めるものとする。

6 その他の対策

(1) 被災証明書の交付（資料14 - 6、14 - 7）

市長は、被災者の保護のため調査のうえ、申請に応じて被災証明書を交付するものとする。

(2) その他

関係機関は、被災者に対して必要に応じて生活確保に関する諸対策を講ずるとともに、それぞれ関係機関へ協力を要請するものとする。

第2節 公共施設の災害復旧

被災した公共施設等を早期に復旧するための対策について定める。

1 公共施設等の災害復旧方針

被災した公共施設等の復旧事業計画の策定にあたっては、単に原形復旧にとどまらず、その原因となった自然的、社会的、経済的要因について詳細に検討し、将来における被害の発生を防止するのに必要な施設の新設又は改良及び関連する事業を積極的に取り入れた復旧計画を策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに災害復旧が完了するよう災害復旧事業の施工を図る。

この場合、災害の状況によっては、公共施設の災害復旧事業費の国等の財政援助及び助成に必要な措置を講じる。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他事業

3 公共的施設の災害復旧

被災した公共的施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材、復旧計画等についてあつせん、指導を行い、又は必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置を講じる。

4 緊急災害査定の実施

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査、把握して、必要な資料等を調製し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、災害復旧事業が迅速に期されるよう努めるものとする。